



北海道企業局経営計画

平成24年3月
北海道企業局

《地方公営企業とは》

地方公営企業は、都道府県や市町村が経営する企業で、水道事業、交通事業、病院事業、電気事業など、地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供しています。

また、経営にあたっては、企業としての経済性の発揮と公共の福祉を増進することが求められています。

(道営事業の役割)

(エネルギー源の多様化に応える水力発電事業)

道営電気事業は、戦後間もない本道の大幅な電力不足を補うため、昭和28年から電力の供給を開始し、これまで道民生活の向上に大きく寄与してきました。

最近は、「地球温暖化問題」への対応から、水力発電をはじめとした再生可能エネルギーの「環境価値」が注目されており、道営電気事業としては、今後とも社会情勢の変化に十分配慮した経営により、クリーンエネルギーの安定供給に努めます。

(室蘭、苫小牧の製造業を支え、札幌圏の新たな産業展開を後押しする工業用水道事業)

道営工業用水道事業は、水を多量に使用する重化学工業の基地である室蘭地区からの地元要請に応え、昭和42年に給水を開始し、これまで本道産業の発展に寄与してきました。

その後、昭和45年及び54年に苫小牧地区、平成11年には石狩湾新港地区で給水を開始しており、道営工業用水道事業としては、今後とも健全な経営に十分配慮し、良質な工業用水の安定供給に努めます。

目 次

第1章 総 論

1 計画策定の趣旨

- (1) 計画策定の背景及び目的 1
- (2) 計画期間 2

2 各事業の現状

- (1) 電気事業 3
- (2) 工業用水道事業 8

3 企業局を取り巻く環境の変化

- (1) 低迷する経済情勢 12
- (2) 行財政改革・規制緩和の進展 12
- (3) 地球温暖化、再生可能エネルギーへの関心の高まり 12
- (4) 施設の老朽化や危機管理への対応 13

4 経営方針

- (1) 経営の基本姿勢 14
- (2) 基本方針と取組みの方向性 14
 - ア 経営基盤の強化 14
 - イ 安定したサービスの提供 14
 - ウ 道民理解の促進 15
 - エ 再生可能エネルギーの導入拡大と地域の活性化 15
 - オ 社会情勢の変化を踏まえた事業運営のあり方の検討 15

第2章 事業の取組み

1 共通事項

- (1) 経営基盤の強化 16
 - ア 人づくりによる経営力の強化 16
 - イ 事業運営の効率化 17
- (2) 安定したサービスの提供 17
- (3) 道民理解の促進 18

2 電気事業

- 「事業のあり方」についてのこれまでの経緯 19
- (1) 安定したサービスの提供 20
- (2) 再生可能エネルギーの導入拡大と地域の活性化 21
 - ア 再生可能エネルギーの調査研究等 21

イ 地域の再生可能エネルギー取組みへの支援	22
(3) 社会情勢の変化を踏まえた事業運営のあり方の検討	23
ア 施策動向等の調査研究	23
イ 事業運営の検証	23

3 工業用水道事業

(1) 経営健全化計画策定の経緯	26
(2) 取組み状況	26
ア 需要の開拓	26
イ 経費の削減	27
ウ 料金の適正化	28
(3) 課題	29
(4) 今後の取組み	29

4 計画の推進

(1) 計画の進行管理	30
(2) 計画の進捗情報の公表	30

参考資料編

1 工業用水道事業の経営健全化計画	1
2 「北海道公営企業経営指針」の取組み結果	2
3 「電気事業計画」の取組み結果	6

用語解説

用語解説で解説している用語には、本文中*印を付しています。

第1章 総論

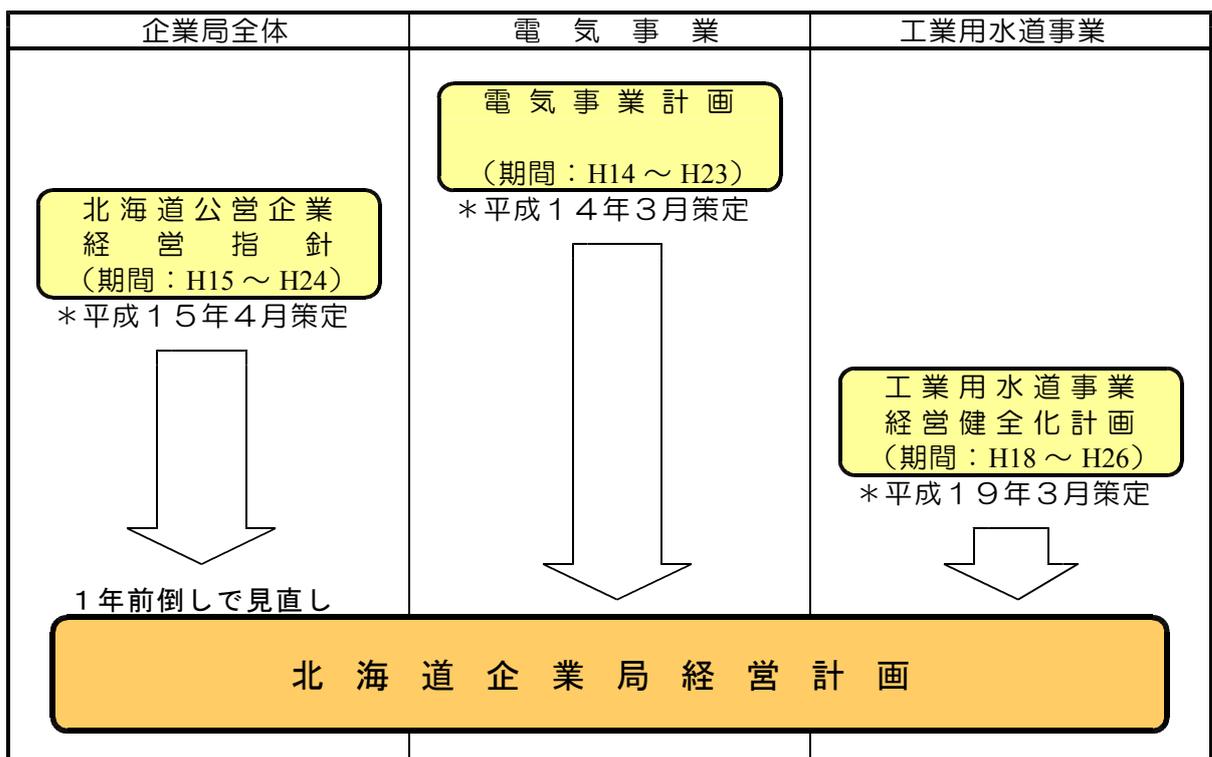
1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景及び目的

企業局では、これまで、将来的な事業展開の基本となる「北海道公営企業経営指針」（平成15年4月策定（以下、「経営指針」という。））と具体的な事業を推進するための「電気事業計画」（平成14年3月策定）や「工業用水道事業経営健全化計画」（平成19年3月策定、計画期間：平成18年度から26年度までの9年間（以下、「健全化計画」という。））に基づき、アウトソーシング*の拡大や企業局セミナーの開催など、民間的経営手法*の積極的な導入を図るなどしながら、経営の効率的かつ計画的な運営に努めてきました。

このような中、地球温暖化*対策が地球規模で喫緊の課題とされ、国内では、温室効果ガス*削減対策として、再生可能エネルギー*が持つ、環境に負担の少ないクリーンエネルギー*としての、いわゆる「環境価値*」が注目されるようになり、特に、平成23年3月の東日本大震災に伴う原子力発電所の事故以降は、再生可能エネルギーへの期待が急速に高まるなど、エネルギー問題を取り巻く環境が劇的に変化しています。地方公営企業*の役割を着実に果たすためには、こうした環境の変化にも適切に対応しながら健全な経営を維持していく必要があります。

そのため、「経営指針」については、計画の最終年を待たず、1年前倒して見直すとともに、これまで「経営指針」と事業毎に策定していた「個別計画」を一つにまとめ、中長期的視点に立った経営の方向性を明示し、それを踏まえた事業展開を一体的に推進し、より計画的・効率的な地方公営企業の経営を行っていくため、「北海道企業局経営計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。



(2) 計画期間

○ 電気事業

電力自由化*の進展等による厳しい経営見通しなどから、民間譲渡へ向けた様々な取組みを進めてきましたが、再生可能エネルギー*の価値向上が見込まれることや電力の卸供給先である北海道電力株式会社との平成22年以降10年間の卸供給契約*締結によって、安定的な経営の見通しが図られたこと、また、民間有識者で構成する「道営電気事業のあり方検討委員会」の意見などを踏まえ、当面、道営で事業を継続するとともに、卸供給契約*期間が終了する平成31年度までの間に、あらためて民間譲渡を含めた電気事業のあり方を判断することとしています。

○ 工業用水道事業

企業誘致の停滞など、水需要の伸び悩みから経営の悪化が懸念され、現在、平成14年4月19日付総財企第78号総務事務次官通達に基づき策定した健全化計画に沿って収支改善に向けた取組みを進めています。

なお、健全化計画終了後は、本計画に基づき策定する新たな取組みを進めることとしています。

このような各事業の状況を踏まえ、次のとおり計画期間を設定します。

本計画期間は、平成24年度から平成31年度までの8年間とし、事業を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。
なお、工業用水道事業については、平成26年度までは「健全化計画」を本経営計画に係る具体的な取組みと位置づけるとともに、「健全化計画」の期間が終了する迄の間に、平成27年度から平成31年度までを期間とする新たな取組みを策定し、本計画に追加します。

● 平成24年度から26年度



● 平成27年度以降



計画期間は平成24年度から31年度までの8年間

2 各事業の現状

企業局は、昭和39年4月、それまで道商工部（現経済部）が所管していた「電気事業」及び「工業用水道事業」の経営効率化を図るため、地方公営企業法に基づく新しい組織として設置されました。

その後、昭和42年から59年までの間は支笏湖畔の「有料道路事業」、昭和44年から平成8年までの間は苫小牧東部工業用地等の「工業団地開発事業」を運営するなど、それぞれの時代や地域の要請に応え、北海道経済の発展と道民福祉の向上に大きな役割を果たしてきました。

現在は「電気事業」と「工業用水道事業」の二事業を運営しています。

(1) 電気事業

(役割)

- 道営電気事業は、雨竜川、天塩川、夕張川の3水系に8つの水力発電所を保有し、最大出力^{*}合計7万940kWの規模で営業しており、年間3億52万kWh（平成22年度実績）の発電を行っています。
- 水力発電は、風力、太陽光などの再生可能エネルギー^{*}と同様に、発電過程において地球温暖化^{*}の原因となる温室効果ガス^{*}を排出しない環境に負担の少ないクリーンエネルギー^{*}であり、平成22年度の道営の発電電力量^{*}を、石油火力で代替した場合と比較すると約22万トンに相当する量の二酸化炭素の排出を抑制したことになります。
また、純国産のエネルギーとして、エネルギーセキュリティ^{*}の観点から、エネルギーの安定供給に寄与するなど、持続可能な社会経済の構築に向けて大きな意義を有しているとともに、化石燃料^{*}による発電コストに比べ、インフレや燃料コストの変動等の影響が少なく、長期的に安定しています。
- 水力発電所で発電した電気は、電力供給面におけるベース電源^{*}の一つとして、また、電力需要ピーク時の調整電源^{*}としても使われています。
また、農業や水道との共同ダムでは、発電に際し、かんがい用水^{*}等の確保を優先するとともに、ダム貯留水の調整を行い治水^{*}にも寄与するなど、地域産業や地域住民の安全確保に努めています。

(組織体制)

- 事業の管理運営については、本局に管理部門として、企業局業務の全体を担当する総務課のほか発電課を置くとともに、出先機関として、発電施設の保守管理を担当する管理事務所を2か所設置しており、職員数は、平成23年6月1日現在、発電課16名、管理事務所29名の45名となっています。

(財務状況等)

- 経営状況については、これまで総括原価方式^{*}に基づく料金収入により、安定した経営を続けてきており、平成22年度決算においても、収益的収入^{*}3,087百万円に対し、収益的支出^{*}は2,595百万円であり、差引き492百万円の純利益を計上しています。
- 平成22年度末の財務状況については、発電施設等の固定資産保有額^{*}20,101百万円に対し、企業債^{*}等の借入資本金^{*}は9,878百万円、流動資産額^{*}1,960百万円に対し、流動負債額^{*}は175百万円であり、良好な状態が維持されています。

(発電施設の概要)

(平成23年4月1日現在)

施設名 (水系名)	鷹泊 発電所 (雨竜川)	二股 発電所 (夕張川)	川端 発電所 (夕張川)	岩尾内 発電所 (天塩川)	ポンテシオ 発電所 (天塩川)
運転開始	S28.2	S35.12	S37.12	S45.12	S58.6
最大出力(kW)	5,700	14,700	4,200	13,000	11,000
発電電力量(MWh)	28,770	63,238	19,358	43,754	46,436
所在地	深川市	夕張市	栗山町・由仁町	士別市	士別市

施設名 (水系名)	滝下 発電所 (夕張川)	清水沢 発電所 (夕張川)	滝の上 発電所 (夕張川)	計
運転開始	H4.4	S15.5 (H6.4取得)	T14.1 (H6.4取得)	
最大出力(kW)	16,600	3,400	2,340	70,940
発電電力量(MWh)	79,711	19,294	- 45	300,516
所在地	夕張市・栗山町	夕張市	夕張市	

<建設・改修中施設>

施設名 (水系名)	シューパロ 発電所 (夕張川)	(改修後) 滝の上発電所 (夕張川)
運転開始	H27.4(予定)	
最大出力(kW)	26,600	1,700
所在地	夕張市	夕張市

※発電電力量*は平成22年度実績

鷹泊発電所



岩尾内発電所



ポンテシオ発電所



川端発電所



滝の上発電所



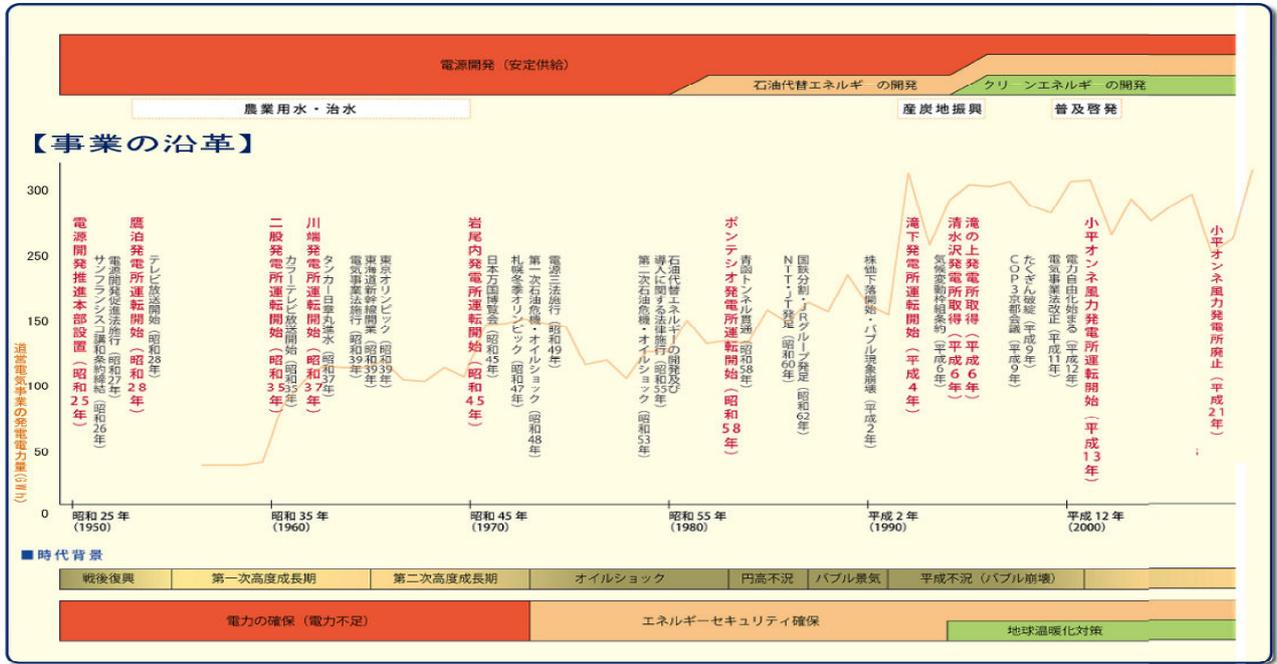
滝下発電所



(道営電気事業の沿革)

- 道営電気事業は、これまで、河川総合開発*や石油代替エネルギー*開発の促進、あるいは産炭地振興*など、それぞれの時代の要請に応えながら事業展開を図り、電力の安定供給に一定の役割を果たしてきました。

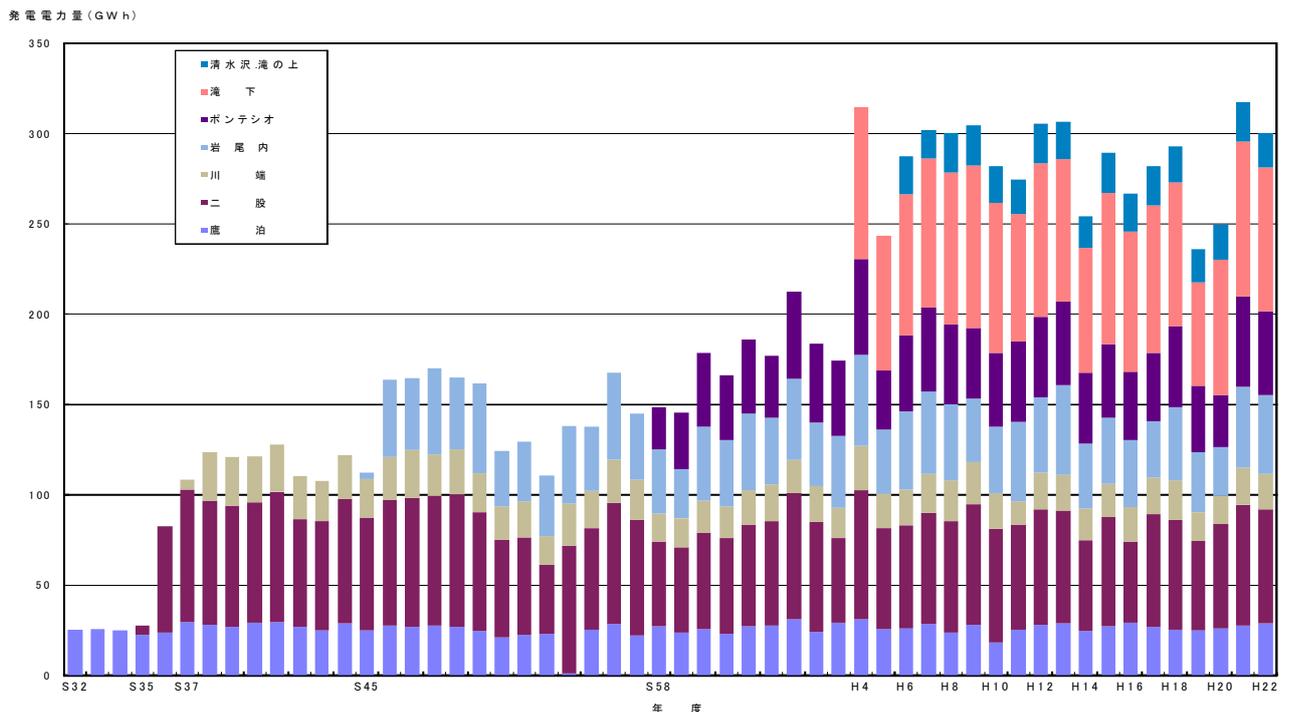
【図1】



(道営電気事業の発電電力量*の推移)

- 道営電気事業は、鷹泊発電所の運転開始以来、発電した電力を北電に卸供給し、本道における電力供給の一端を担っています。

【図2】



(道営電気事業の電力供給)

【図3】

道営電気事業は、道内一般家庭の96,000戸分に相当する電力を供給しています。

➡ これは、おおむね次の地域の一般家庭戸数（H22 国勢調査）の年間使用電力量分に相当します。

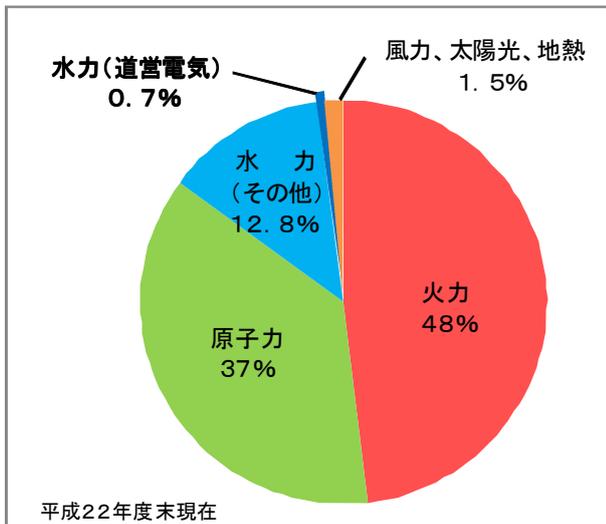
- 札幌市西区（96,467戸）
- 東胆振地域（苫小牧市、白老町、厚真町、安平町及びむかわ町 94,513戸）
- 北網地域（北見市、網走市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町及び大空町 94,263戸）

※算定は、道営電気事業の発電電力量*約3億52万kWh（平成22年度実績）を、道内一般家庭の年間平均消費電力量3,120kWhで除しています。

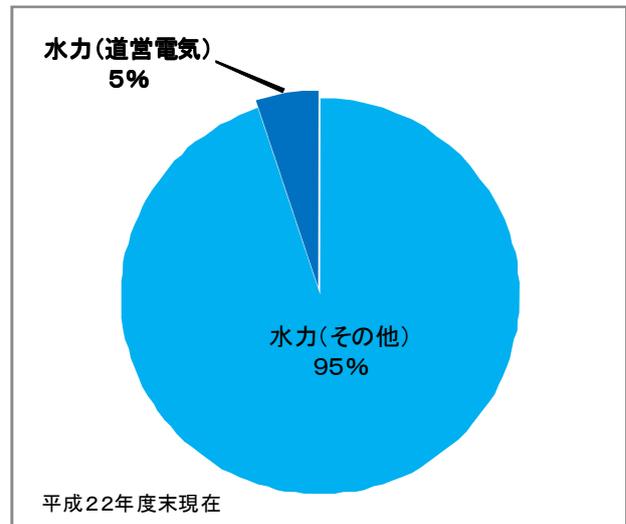
(道内の総電源に占める道営電気事業)【総発電電力量*ベース】

- 全道の総電源に占める水力の割合は13.5%で、火力、原子力に次ぐものとなっており、道営電気事業の割合は、全体の0.7%となっています(図4)。水力電源だけに着目すると、道営電気事業の割合はそのうち5%となっており、一定の規模を有しています(図5)。

【図4】



【図5】



※道内の事業用及び1,000kW以上の自家用発電の実績

※総発電電力量＝発電電力量*＋発電所内で使用する電力量

※算定条件は次のとおりです。

- ・道内の総発電電力量 44,044,510千kWh
- ・道営電気事業の総発電電力量 303,174千kWh
(発電電力量 300,516千kWh + 所内使用電力量 2,658千kWh)
- ・道内の水力発電の総発電電力量 5,931,460千kWh

(料金単価と企業債*残高の推移)

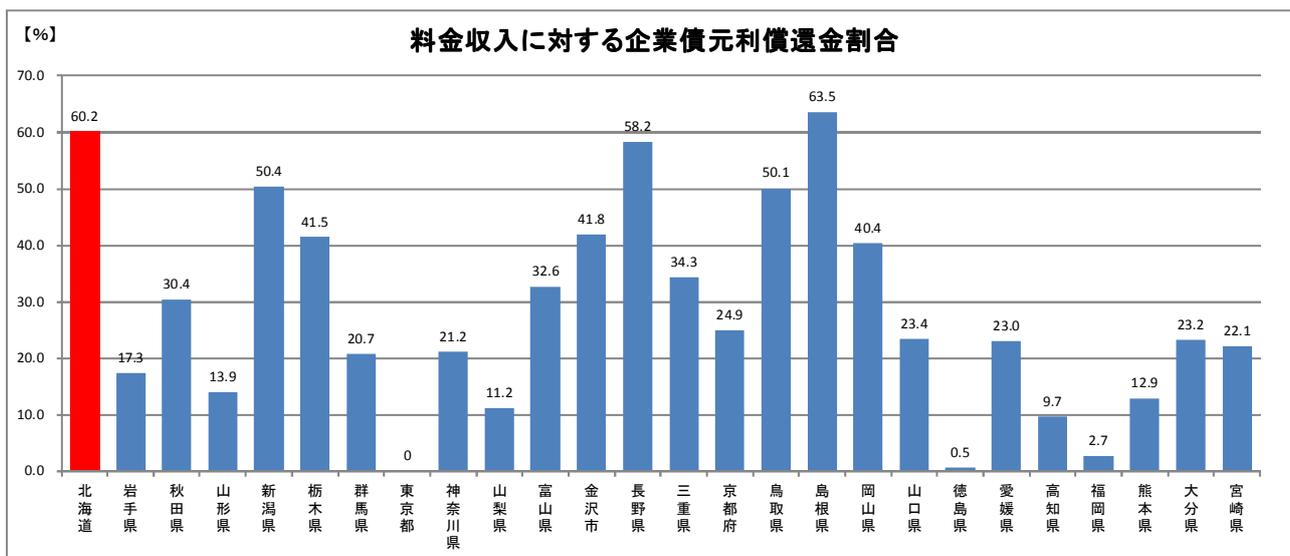
○ 道営電気事業の北電への卸供給単価*は、全国の公営電気事業者*の中では、一番高いものとなっています。これは企業債*償還費や減価償却*費などの資本関係経費の割合が大きいためです。中でも、企業債元利償還費が料金収入の6割を占めています(図6)。

しかしながら、これらの経費は年々減少することから、今後、卸供給単価*は低減していく見込みです。

なお、平成7年の電気事業法*改正以降、道企業局の料金単価のピークは、平成8・9年の13円24銭ですが、平成22年には10円37銭となっており、2円87銭安くなっています。

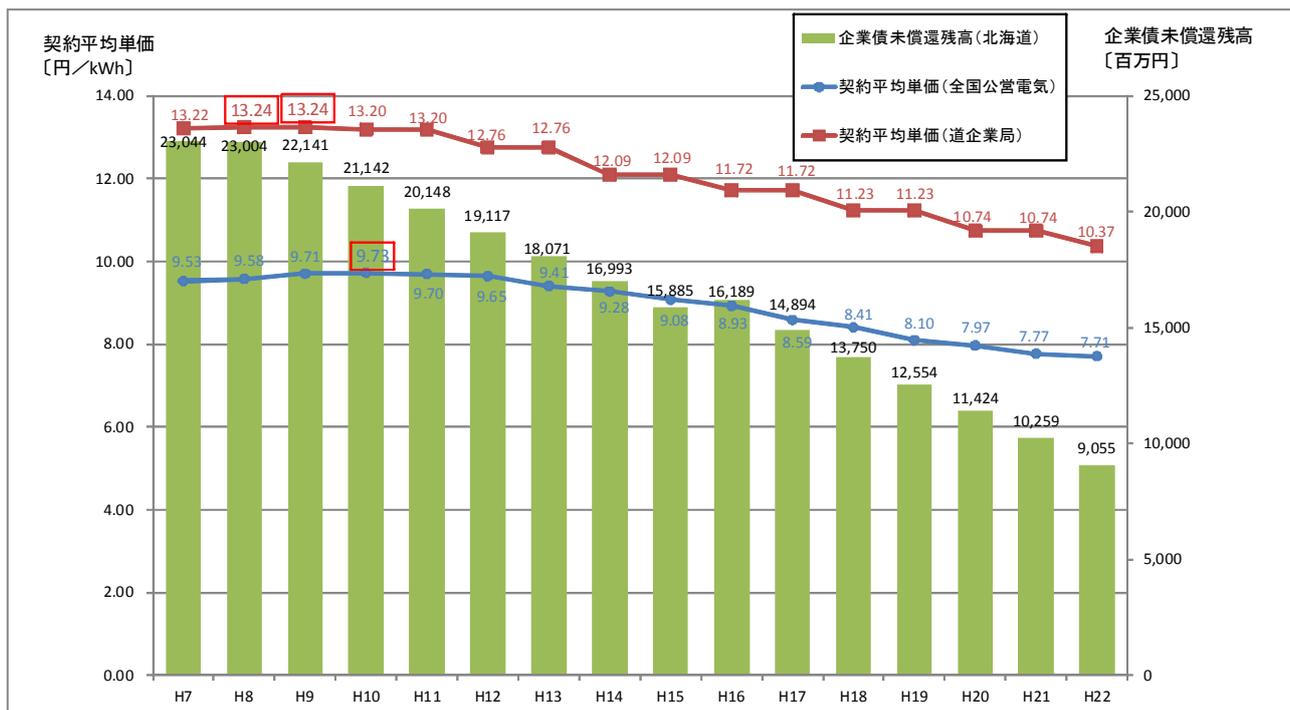
(全国公営電気の契約平均単価～平成10年：9円73銭、平成22年：7円71銭、単価差：▲2円2銭)(図7)。

【図6】



【出典：地方公営企業年鑑(平成21年4月1日～平成22年3月31日)】 H21に事業譲渡した3県は除く。

【図7】



(2) 工業用水道事業

(役割)

- 道営工業用水道事業は、室蘭地区工業用水道、苫小牧地区工業用水道（第一施設、第二施設）、石狩湾新港地域工業用水道の3事業4施設により、施設総計で日量327,000立方メートルの給水能力をもって営業しており、各地区の工業地域の発展に寄与しています。

(組織体制)

- 事業の運営管理については、本局に管理部門として、企業局業務の全体を担当する総務課のほか工業用水道課を置くとともに、出先機関として室蘭地区、苫小牧地区、石狩湾新港地域の各地区に保守管理を担当する管理事務所を設置して行っており、職員数は平成23年6月1日現在、工業用水道課13名、管理事務所16名の29名となっています。

(財務状況等)

- 経営状況については、平成22年度決算における収益的収入*1,939百万円に対し、収益的支出*は1,948百万円となっており、差し引き9百万円の純損失となっています。
- 平成22年度末現在の財務状況については、工業用水道施設の固定資産保有額*26,809百万円に対し、企業債*等の借入資本金*は12,951百万円、流動資産額*1,445百万円に対し、流動負債額*は130百万円となっており、現在、健全化計画に沿った取組みを進めています。

(工業用水道施設の概要)

(平成23年4月1日現在)

施設名	室蘭地区工業用水道	苫小牧地区工業用水道		石狩湾新港地域工業用水道
		(第一施設)	(第二施設)	
所管	室蘭地区工業用水道管理事務所	苫小牧地区工業用水道管理事務所		石狩湾新港地域工業用水道管理事務所
給水区域	室蘭市 登別市	苫小牧市 厚岸市 真平町		小樽・石狩市の新港地域内 札幌市のサイクリング地内区域 札幌市の篠路町福移の一部
給水開始	S42.11	S45.4	S54.4	H11.4
給水能力 (m ³ /日)	115,000	200,000		12,000
受水企業数	7社	35社		31社
契約水量 (m ³ /日)	107,490	139,535		2,769
基本料金 (円/m ³)	18	20		55

室蘭地区工業用水道



苫小牧地区工業用水道

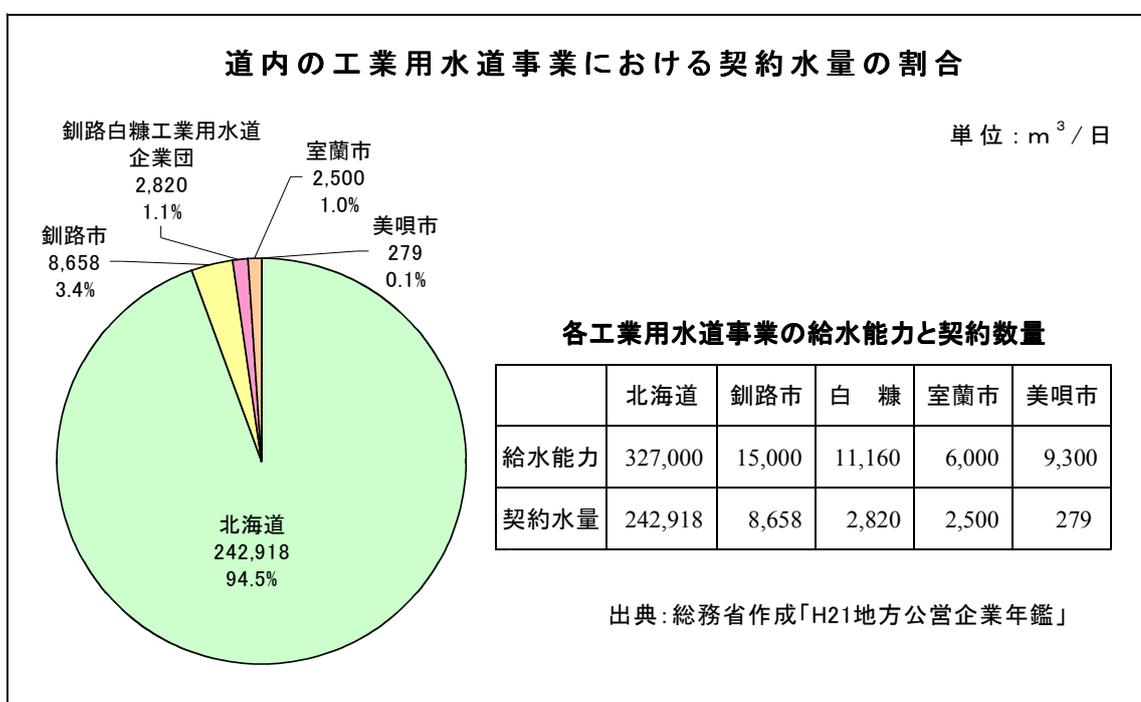


石狩湾新港地域工業用水道

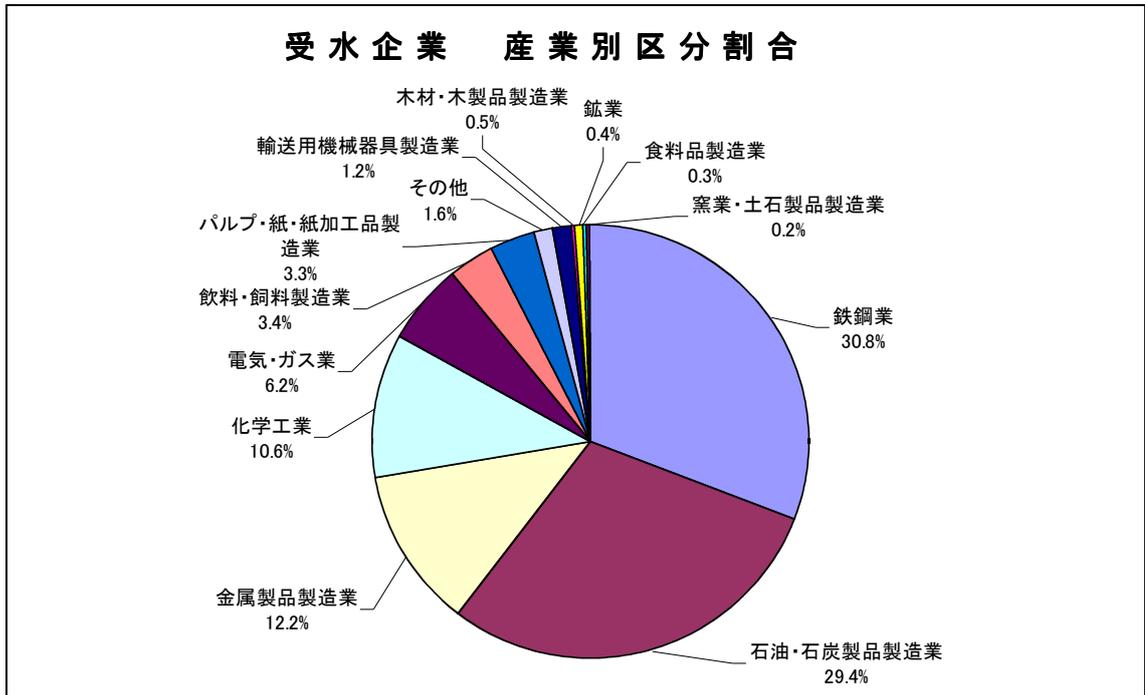


○ 道内における公営の工業水道事業は、道営工業水道の他に室蘭市、釧路市、美唄市などにおいて事業運営されており、道営を含めた5つの工業水道の給水能力の合計は、日量368,460 m^3 となっています。

また、契約水量の合計は日量257,175 m^3 （契約率69.8%）となっており、このうち道営工業水道は、全体の約95%のシェアを占めています。



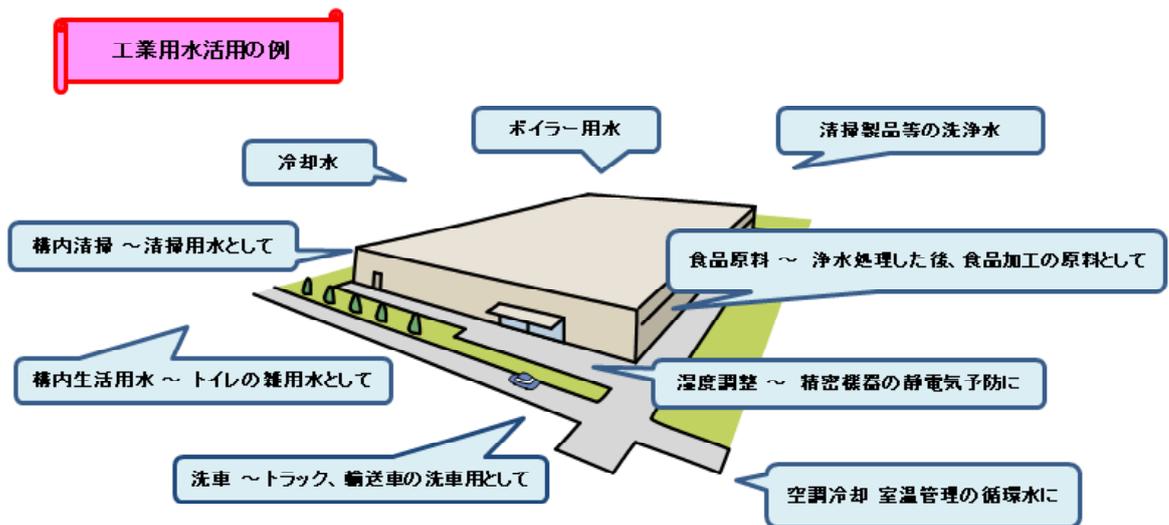
- 道営工業用水道事業から用水を供給している受水企業の産業別区分の割合では、契約水量の多い順に鉄鋼業30.8%、石炭・石油製品製造業29.4%、金属製品製造業12.2%となっています。



※ 産業別区分は、総務省統計局の「日本標準産業分類」によっています。

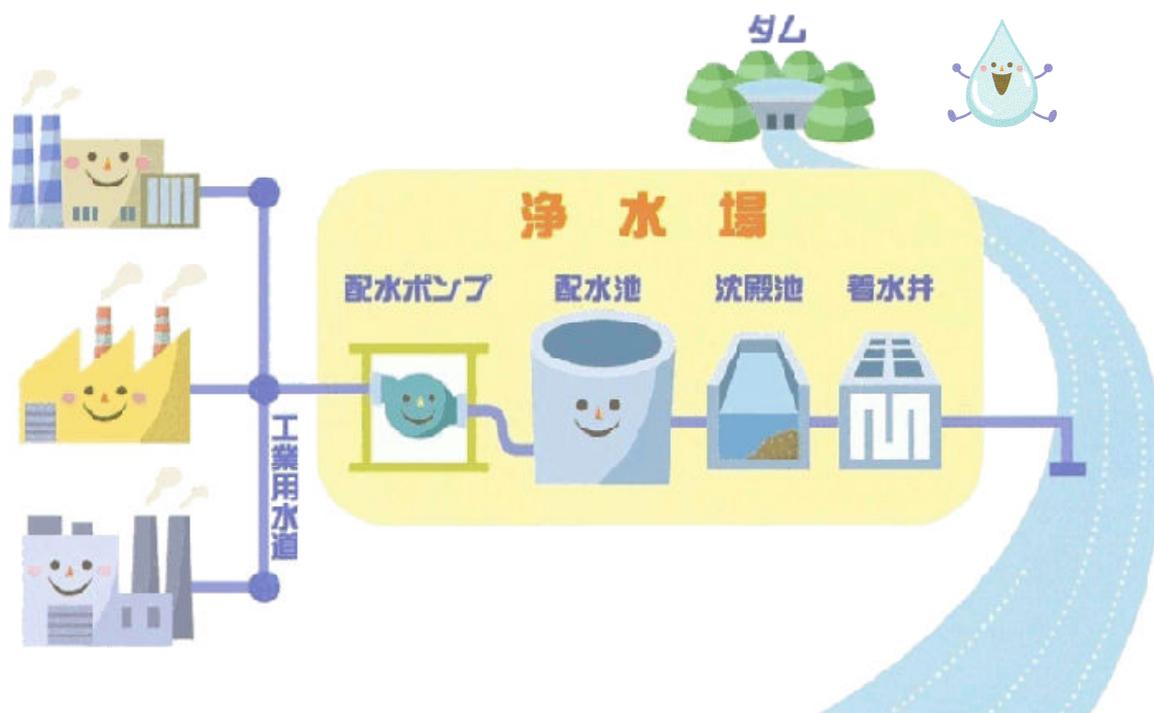
ア 工業用水道とは

- 「工業用水道事業法（昭和33年、法律第84号）」における「工業」とは、製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業*を指し、これらの工業の用に供する水（水力発電用、飲用を除く）のことを「工業用水」といいます。
- 工業用水は、これらの業種への供給のほか、用水の供給余力を有効活用するため、給水可能な区域においてクリーニング業、自動車整備業、廃棄物処理業などの雑用水*などとしても供給しています。



イ 工業用水の供給システム

- 工業用水道事業は、豊富で良質な工業用水を安定的に供給する合理的な水供給システムであり、産業の発展や地域振興の「呼び水」として重要な役割を果たすとともに、地盤沈下等の地下水障害*の防止による環境の保全にも役立っています。
- 工業用水を利用している企業では、住民の皆様が日常利用しているガソリン等の石油製品、自動車部品、コンクリート製品、食品などを生産しているほか、洗車やクリーニング、廃棄物処理など様々な住民サービスを供給しており、工業用水は、これらの企業活動を支えるライフラインとして重要な役割を果たしています。



3 企業局を取り巻く環境の変化

(1) 低迷する経済情勢

日本経済は、平成20年に米国からはじまった世界的な金融危機により、大幅に景気が落ち込み、その後、国の経済対策の効果等により、持ち直しの動きが見られたものの、平成22年からは急激な円高などにより景気も足踏み状態になり、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響により、経済情勢はさらに厳しい状況になりました。

現在、サプライチェーン*の立て直しなどにより、景気の持ち直しの動きが見られますが、今後、震災に伴う原子力発電所の事故等による電力供給の制約や放射能に関わる風評被害の状況、円高の進行等により、景気が落ち込む懸念もあり、先行きが不透明な状況にあります。

こうした経済情勢は、企業の投資意欲や生産活動の低下に繋がり、地方公営企業*の経営にも少なからず影響を与えています。

(2) 行財政改革・規制緩和の進展

国、地方を通じ、財政状況は依然厳しい状態にある中、各自治体では、持続可能な行財政構造の確立に向けた取組みが進められており、企業局においても業務を積極的に民間委託するなどして、効率的な事業運営に努めてきたところです。

このような中、平成21年4月、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が全面施行され、地方公共団体の財政状況が、地方公営企業*の収支等を含めた統一的な指標で算定されるとともに、すべての地方公営企業を対象に、経営健全化の基準が設定され、その公表が義務づけられました。

また、地方公営企業会計制度については、昭和41年以降、大きな改正が行われていないことから、民間の企業会計制度との整合性を確保するとともに財務内容のより透明性を図るため、国において制度の大幅な見直しが予定されています。

さらに、電気事業については、平成7年以降、電気事業法*の改正により、電力自由化が段階的に進められていますが、今後、更なる電力自由化*の進展により経営環境が一段と厳しくなることも想定されます。

このように、地方公営企業においては、これまで以上に透明性の高い効率的な経営が求められています。

(3) 地球温暖化*、再生可能エネルギー*への関心の高まり

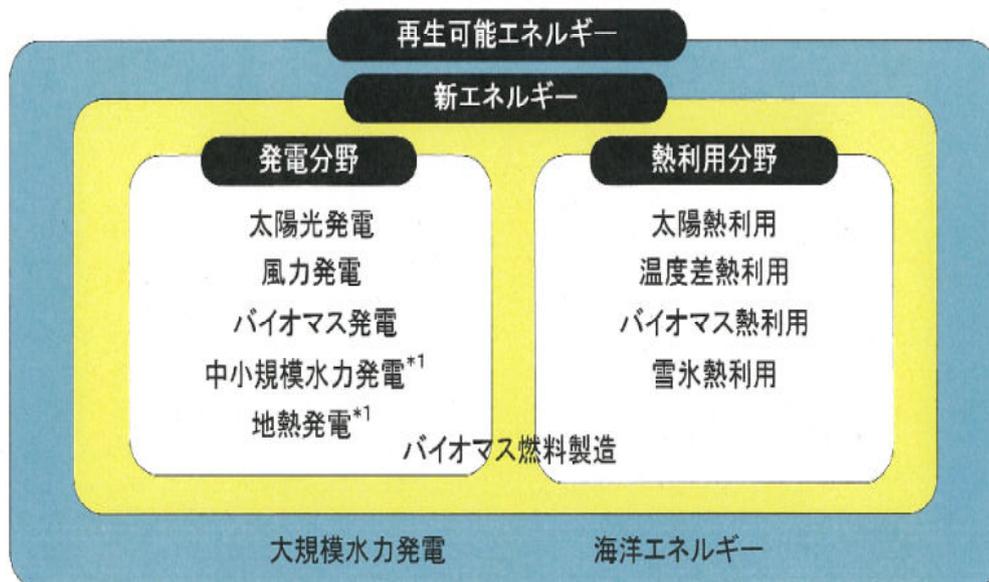
近年、地球温暖化問題への関心が、世界的な規模で高まっており、温暖化防止に向けた対策が急務となっています。

このため、道では、平成21年に「北海道地球温暖化防止対策条例*」を制定するとともに、「北海道地球温暖化対策推進計画*」(H22～H32)を策定し、北海道らしい低炭素社会*の実現に向けた取組みが進められています。

また、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例*」(平成13年施行)に基づく「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画*」(H13～H22)を策定し、省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入の促進に向けた取組みを進めてきたところですが、平成23年3月の東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を契機に、国内では、再生可能エネルギー*に対する期待が大きく高まり、国では、再生可能エネルギーの固定価格買取制度*を平成24年7月にスタートさせることとしたほか、「工

エネルギー基本計画*」の見直しが予定されています。

さらに、道においても「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画*」の見直しを行ったところであり、地方公営企業*としても今後のエネルギー政策の動向や取組みを注視する必要があります。



* 1 RPS法では中小規模水力発電は1,000kW以下、地熱発電はバイナリー方式のものが対象。

(4) 施設の老朽化や危機管理への対応

電気事業は、昭和28年に道営第1号となる鷹泊発電所の完成により、発電が開始され、工業用水道事業については、昭和42年から室蘭地区で給水が開始されており、所有する多くの施設が完成から数十年を経過している中において老朽化施設の維持更新が主要な課題となっています。また、近年の局地的豪雨や東日本大震災を契機として、大雨や地震などの非常時に備えた危機管理対策の充実・強化が一層重要になってきています。

このため、ユーザーに対して安定したサービスを提供するためには、施設の適切な管理、緊急時に備えた的確な対応が必要です。



鷹泊発電所（発電機）



室蘭工水（ポンプ場）

(1) 経営の基本姿勢

北海道企業局は、純国産の再生可能エネルギー*である水力発電による電気と豊富で良質な工業用水の安定供給を基本とし、引き続き経営の効率化に努め、社会経済情勢の変化にも十分配慮した企業経営により、北海道産業・経済の発展に貢献していきます。

その上で、これまで培った技術と経営のノウハウにより、本道の豊富な地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入拡大に努め、地域の活性化に貢献していきます。

(2) 基本方針と取組みの方向性

ア 経営基盤の強化

施設の管理委託など民間的経営手法*の積極的な導入などにより、業務の効率化が進む中、今後とも安定したサービスを提供するためには、限られた人材を最大限活用するとともに、技術力の維持に努める必要があります。

そのため、職員研修の充実などにより、技術の継承と人材の育成を図ります。

また、職員の能力が最大限発揮できるよう組織の活性化を図るとともに、引き続き効率的な事業運営に努め、持続可能な経営体制を目指します。

《取組みの方向性》

- 施設を適切に運用するための専門的知識の向上や技術の継承
- 民間的経営手法の活用や、経営能力の向上を図るための研修事業等の充実
- 健全な経営を確保するための事業運営の効率化

イ 安定したサービスの提供

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故以降、電力の需給バランスが不安定となっており、企業局としても、電力の安定供給に向けて、卸供給事業者*としての責任を果たしていく必要があります。

また、工業用水道事業は、工業地域の様々な企業活動を支えるライフラインとして、良質な水を安定的・計画的に供給することが求められています。

そのため、施設の適切な管理や計画的な改修に努めるとともに危機管理体制を一層充実させ、良質なサービスを安定的に提供します。

《取組みの方向性》

- 施設の長期整備計画に基づく改修などや保守・管理データの有効活用
- 施設を適切に運用するための専門的知識の向上や技術の継承
- 危機管理体制の充実強化

ウ 道民理解の促進

近年、地方分権の進展により、地方自治体の自主性が強化される一方、財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大が求められるとともに、経済の低迷などから、地方自治体としては、これまで以上に住民の理解を得ながら事業を進める必要があります。

また、地方公営企業*においても、国において、経営状況等をよりの確に把握できるよう、公営企業会計基準*の見直しも行われています。

このような状況を踏まえ、経営状況については、よりわかりやすく公表するとともに、事業の積極的な情報発信等を行い、道営電気事業並びに工業用水道事業に対する道民の皆さんの理解促進に努めます。

《取組みの方向性》

- 経営状況の適切な公表
- 道民、ユーザーへの積極的な情報公開・発信等
- 施設を活用した情報発信

エ 再生可能エネルギー*の導入拡大と地域の活性化

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を契機として、再生可能エネルギーへの関心や期待が高まっており、道内市町村においても、再生可能エネルギーの導入に向け、意欲的に取り組む動きが見られます。

また、このような取組みは、関連産業の創出など、地域の活性化にも繋がります。

このため、これまでの事業経営のノウハウ等を活用し、地域の再生可能エネルギー導入に対する支援などに、積極的に取り組みます。

《取組みの方向性》

- 再生可能エネルギーの調査・研究
- 地域における再生可能エネルギー導入に向けた取組みへの支援と導入を通じた地域の活性化

オ 社会情勢の変化を踏まえた事業運営のあり方の検討

事業を取り巻く社会情勢の変化や運営上の諸課題に留意し、必要に応じて、今後の事業運営のあり方などを検討します。

《取組みの方向性》

- 国のエネルギー政策の動向等に係る情報の収集・分析
- 事業に係る制度改正など施策動向等の調査・研究
- 事業を取り巻く諸情勢の変化などに応じた適切な事業のあり方の検証

第2章 事業の取組み

1 共通事項

(1) 経営基盤の強化

ア 人づくりによる経営力の強化

企業局職員は自治体職員としての自覚はもとより、地方公営企業^{*}に携わる者として、日頃からコスト意識をもって事業に取り組む必要があります。

また、業務の外部委託化の進展に伴う現場経験の減少や熟練職員の退職などによる技術力の低下に、適切に対応することが求められています。

このため、民間的経営手法^{*}の活用や専門的知識の向上を図るとともに、技術の継承に努め、次代を担う人材育成を推進します。

(具体的な取組み)

●人材育成推進委員会の設置	<p>研修事業などを効果的かつ計画的に実施するため、企業局職員で構成する委員会を設置し、人材育成に積極的に取り組む。</p> <p>【平成24年度から実施：総務課】</p>
●技術の継承・技術力の向上	<p>これまで培ってきた技術を次世代に継承するため、作業要領や点検手順書などのマニュアルの充実を図るとともに、緊急時の対応や受託者への技術指導が行える職員の育成を目指した研修や教育・訓練などに取り組み、技術力の向上に努める。</p> <p>【平成24年度から実施：全課】</p>
●研修機会の充実	<p>○ 将来の事業運営や、技術継承の中核的役割を担う人材を育成するため、必要な研修を行うとともに、経験を活かせる人事配置等に努める。</p> <p>【平成24年度検討、平成25年度から実施：全課】</p> <p>○ 職員のコスト意識の醸成、能力向上を図るため、「企業局セミナー」を開催するとともに、研修費を一元的に確保・管理し、効率的・計画的に関係団体等が実施する各種研修会への参加機会を確保する。</p> <p>【平成24年度から実施：総務課】</p>

(注)【 】内は、事業の実施年度及び担当課

イ 事業運営の効率化

企業局では、これまでも管理事務所の統合や保守管理業務の外部委託化、類似業務の集約化などにより、経費の削減を行ってきました。

しかしながら、電気事業においては、今後の規制緩和の更なる拡大に伴い、卸供給事業者*への料金の低廉化が一層強まることが想定されるとともに、工業用水道事業においても、経営の健全化を一層推進する必要があることから、更なる効率的な事業運営に努め、健全な財政基盤の確立を目指します。

(具体的な取組み)

<p>●経営の効率化と収益の確保</p>	<p>事務事業の不断の見直しや経費の一層の節減を図るとともに、業務委託の検証を行うなど、経営の効率化に努める。</p> <p>また、収益の確保を図るため、計画的、効率的な資金運用などを行う。</p> <p>【平成24年度から実施：全課】</p>
<p>●職員提案制度の推進</p>	<p>職員の経営に対する参加意識の高揚を図るとともに事務改善を推進するため、職員提案制度を実施する。</p> <p>【平成24年度から実施：総務課】</p>
<p>●制度改善に向けた国への提言・要望</p>	<p>健全な経営を確保するため、他県等関係機関とも連携し、国庫補助制度の拡充や高利企業債*の借換制度の改善等に向け、国に対して積極的に働きかけを行う。</p> <p>【平成24年度から実施：全課】</p>

(2) 安定したサービスの提供

自然災害や事故などにより、電力や工業用水の供給が停止、中断した場合は、道民生活や企業経営に直接影響を及ぼす恐れがあります。

このため、不測の事態に適切・迅速に対応するための危機管理体制の充実強化を図るとともに、施設の適切な保守・管理を行い、サービスの安定供給に努めます。

(具体的な取組み)

<p>●危機管理の充実・強化</p>	<p>リスクマネジメントの向上を図るため、検討チームを編成し、他府県における事例も含め、発生災害等を平時から検証するとともに、各管理事務所とも協議しながら、適時、危機管理マニュアルの充実・改善等を行う。</p> <p>【平成24年度から実施：総務課】</p>
<p>●防災訓練の実施</p>	<p>災害時における本庁、各管理事務所の必要な対応を確認・点検するとともに、相互の連携や対応力の向上を図るため、大規模な災害等を想定した防災訓練を行う。</p> <p>【平成24年度から実施：総務課】</p>

(3) 道民理解の促進

事業運営を円滑に行っていくためには、ユーザーや道民の皆さんの理解と協力が不可欠です。

このため、各種財務会計制度等の動向も踏まえ、積極的な情報の公開・発信を行うなど、道民理解の促進を図ります。

(具体的な取組み)

●経営状況の公開	地方公営企業*会計制度の見直し(平成26年度予定)を踏まえるとともに、経営の一層の透明性を確保するため、公開する財務情報の充実や公開手法の拡大に努める。 【平成24年度から実施、26年度から拡充：総務課】
●積極的な情報発信	事業内容に対する道民理解を深めるため、施設の見学会やパネル展などを実施するとともに、様々な情報媒体を活用し、積極的な情報提供に努める。 また、効果的なPR活動等の手法について検討を行う。 【平成24年から実施、平成25年度から拡充：総務課】
●施設の教材としての活用	市町村教育委員会等と連携を図りながら、所有する各施設を、小学生などを対象にした学習の場として活用する。 【平成24年度検討、平成25年度から実施：全課】

「事業のあり方」についてのこれまでの経緯

平成7年の電気事業法*の改正を皮切りに、電力の自由化*など規制緩和が進み、道営電気事業は平成22年度末に卸電気事業者*の位置づけを失い、将来の資金不足など経営の安定性に懸念が生じることとなりました。また、官民の役割分担の見直しによる行財政改革の流れや厳しい道財政の状況もあり、平成17年11月、道議会から、平成16年度決算認定にあたり「道営電気事業については、民間への移譲を含め、そのあり方について早急に検討を行うべき」との意見が付されました。

さらに、平成18年2月には、道が策定した「新たな行財政改革の取組み」において、道営電気事業については「民間移管の可能性を視野に入れた事業のあり方を検討すること」とされました。

こうしたことから、平成18年3月、外部有識者で構成された「道営電気事業のあり方検討委員会」を設置し、道営電気事業の経営のあり方について検討が行われ、平成19年1月に、「水力発電所の運転管理の経験を有し、公共性・公益性を有する信頼できる民間企業に事業を譲渡すべき」との提言がまとめられました。

これを受け、平成21年1月から、3事業者を譲渡先として協議を行ってまいりましたが、発電施設の価値など譲渡に向けた課題の解決にはなお時間を要する状況となりました。

こうした中、平成22年2月、北電との10年間の卸供給契約*を締結し、道は卸供給事業者*となり、総括原価方式*の適用を受け、資金不足の問題が解消したことから、経営の見通しに目処がつかしました。また、再生可能エネルギー*が持つ、環境に負担の少ないクリーンエネルギー*としての付加価値により、発電施設の価値の向上も期待されることとなりました。

このように、道営電気事業を取り巻く情勢が変化し、平成22年3月には、道議会から、「情勢の変化を考慮し、民間譲渡のほか直営での運営も含め総合的に検討すべき」との意見が付けられたことから、改めてあり方検討委員会に検討を依頼し、平成22年8月、同委員会から、以下の提言をいただきました。

〈あり方検討委員会からの提言（平成22年8月）抜粋〉

- 道営電気事業は現行の卸供給契約の期間を目安として、道による運営を継続し、譲渡に向けた協議は当面中断とすることが現状においては最も適切な選択である。
- 今後、夕張シューパロダムの水運用計画の確定や水力発電の環境価値など、道営電気事業の発電施設の価値を算定する条件が明らかになった時点で、譲渡した場合のメリット、デメリットなどを改めて総合的に検証し、民間事業者への譲渡の可否に関し、具体的な検討をすべき。
- 道として対応すべき課題の一つである地球温暖化対策についても、公共性・公益性の観点から道営電気事業が果たすべき役割であると考え、道の環境・エネルギー施策と呼応して、経営資源や公営としての利点を活かした再生可能エネルギー導入に取り組むとともに、地域の活性化に寄与するよう努めるべき。

この提言を踏まえて、平成22年9月、道議会に「現行の卸供給契約*の期間を目安に、電気事業の運営を継続する」と報告しました。

上記の経緯を踏まえ、次のとおり事業に取り組んでまいります。

(1) 安定したサービスの提供

発電所の保守管理については、保安規程*や発電所運転保守基準*による施設の機能維持に努めていますが、滝下発電所以外は大正、昭和時代の発電所であり、全発電所の平均経過年数は50年余と老朽化が進んでいます。

今後も、純国産の再生可能エネルギー*による安定した電力供給を確保していくため、長期整備計画*に基づいた施設の補修や改修をはじめ、作業要領や点検手順書などの保守に関するマニュアルの充実やデータベースの活用、スーパーパロ発電所の建設推進など、良好な施設の管理・運営に努めます。

(具体的な取組み)

●施設の計画的な補修・改修	毎年度、長期整備計画をローリング*し、計画的な補修及び改修を進める。 【随時実施】
●滝の上発電所の改修	老朽化している滝の上発電所については、夕張スーパーパロダムの完成に伴い変更となる河川流況*に応じた経済性の高い改修を行う。 【平成23・24年度設計、関係機関協議 平成25・26年度改修工事 平成27年度運用開始】
●清水沢発電所の取扱い	施設の老朽化と夕張スーパーパロダムの完成に伴い、国の財産である清水沢ダム洪水吐*ゲートが撤去されること、また、スーパーパロダムの完成により河川流況*が変化することから、発電施設の取扱いについて、必要な調査・検討を行い、対応方針を決定する。 【平成24年度概略検討 平成25年度方針決定 平成26年度から方針に基づき対応】
●保守点検マニュアルの充実	迅速かつ適切な保守点検の実施に向け、必要に応じマニュアルを見直し、保守点検の充実を図る。 【随時実施】
●保守管理情報データベースの活用	機械の故障や事故に迅速に対応するため、施設の保守履歴などの情報を随時保守管理情報データベースに整理し、効率的な保守管理に活用する。 【随時実施】
●スーパーパロ発電所建設の着実な推進	共同事業として参画している国のスーパーパロダム建設事業の進捗に合わせて、引き続き既設の二股発電所の代替発電所の建設事業を推進する。 【平成22～26年度発電所建設 平成27年度運用開始】
●新技術の活用	新技術に関する研究会等への参加を通じて、情報収集を図るとともに、技術検討会において新技術の活用拡大の検討を行う。 また、必要に応じて大学・公設研究機関などとの情報交換を行う。 【毎年度研究会等に12人以上参加、 技術検討会2回実施、情報交換随時実施】

(2) 再生可能エネルギー*の導入拡大と地域の活性化

地球温暖化*問題や福島第一原子力発電所の事故を契機に、再生可能エネルギーへの関心が高まっています。

今後の再生可能エネルギー導入促進に係る施策動向によっては、地域における再生可能エネルギーの更なる普及拡大を図っていくことが期待できるため、施策動向の把握に努めるとともに、これまで電気事業を通じて蓄積してきた技術やノウハウを活用して、地域の再生可能エネルギー取組みへの支援を行います。

また、少子高齢化・人口減少社会の到来により、地域によってはコミュニティ機能や集落の機能低下などが懸念されています。一方、道内は、太陽光、風力、水力等の再生可能エネルギーの宝庫であり、特に水力発電は、太陽光や風力に比べて、天候の影響が少なく、安定した電力を確保することができることから、これらの地域において未利用となっている再生可能エネルギーの活用により、地域の活性化を図っていくことも方策の一つとして考えられています。

このため、道内の市町村でも始まっている再生可能エネルギー導入の取組みに対し、これまでの事業運営で蓄積してきた技術やノウハウを積極的に提供するなど、地域における再生可能エネルギー導入の支援を通じて、地域の活性化が図られるよう努めます。

ア 再生可能エネルギー*の調査研究等

(具体的な取組み)

●再生可能エネルギーの施策動向に係る調査研究	再生可能エネルギーの導入拡大に関する施策動向などについて調査研究を行う。 【随時実施】
●導入啓発に向けた取組みの検討	市町村等における再生可能エネルギーの導入啓発に向けた効果的な取組みの検討を行う。 【随時実施】

イ 地域の再生可能エネルギー*取組みへの支援
(具体的な取組み)

<p>●再生可能エネルギー導入の取組みに対するアドバイス</p>	<p>○ これまでの事業運営等を通じて得られたノウハウをもとに、専門的な知識などがいないために再生可能エネルギーの検討が進められない市町村等に対し、技術や経営に関するアドバイスを行う。 【随時実施】</p> <p>○ 小水力発電を基本として、既存施設（農業用ダム*、砂防ダム*等）を活用した再生可能エネルギー導入の可能性についての提案や、再生可能エネルギー導入による地域活性化事例の情報提供を行うとともに、関係部局や市町村等との連携により地域の再生可能エネルギーに関する研究会等の立ち上げを促し、この取組みを通じた地域の活性化を促進する。 【平成24年度事例調査等、連携検討 平成25年度から随時実施】</p>
<p>●小水力発電*試算表の作成と活用</p>	<p>小水力発電に関する基礎データの入力により、概算事業費や収支見通しなどが算定される試算表を作成し、市町村等の小水力発電計画策定の支援に活用する。 【平成24年度試算表作成 平成25年度から随時実施】</p>
<p>●先進事例調査</p>	<p>先進的な再生可能エネルギーの導入事例を調査し、再生可能エネルギー導入に取り組む市町村等に情報提供を行う。 【平成24年度調査 平成25年度から随時実施】</p>
<p>●市町村等向け勉強会の開催</p>	<p>発電に関する技術や専門的なノウハウを市町村職員等に提供する勉強会を開催し、再生可能エネルギー導入の取組みを支援する。 【平成24年度市町村へのニーズ確認 平成25年度から随時実施】</p>
<p>●調査機器の貸出し</p>	<p>小水力発電*を検討している市町村等に対し、流速計機器を貸し出し、水文調査*を支援する。 【随時実施】</p>

(3) 社会情勢の変化を踏まえた事業運営のあり方の検討

道営電気事業の今後のあり方については、19ページに記述していますが、民間譲渡に向けた協議を当面中断しており、道営電気事業の水力発電施設が、低炭素社会*の要請に応える道民の貴重な財産であるとの認識のもと、道民の利益を損なうことにならないよう、譲渡を含めた事業運営の検証を慎重に行うことが必要となっています。

このため、国のエネルギー施策や電気事業法*などの施策動向等の調査研究を行い、適時、事業運営の検証に努めるほか、今後、譲渡協議において課題であった事項の整理、夕張シューパロダム完成後の水運用計画*の確定を踏まえ、平成26年度から改めて民間譲渡の可否を総合的に検証するなど、事業運営のあり方の検討を行います。

ア 施策動向等の調査研究

(具体的な取組み)

●制度改正動向等の情報収集及び調査・研究	事業を取り巻く情勢変化を的確に把握し、経営見通しを分析するため、国の諸施策をはじめとする各種制度の情報収集及び調査・研究を行う。 【随時実施】
●道外公営電気事業者*の事業経営動向の調査・研究	適時・適切な事業運営を行うため、制度改正などによる他公営電気事業者の事業経営動向について調査・研究を行う。 【随時実施】

イ 事業運営の検証

(具体的な取組み)

●適時の事業運営の検証	電気事業に関わる制度改正などがあった場合には、経営に与える影響を分析し、将来の経営に不透明さを生じるような場合には、適時検証する。 【随時実施】
●事業運営のあり方の総合的な検討	譲渡協議における未確定事項などが確定した段階で、あり方検討委員会の意見も聴取しながら、改めて譲渡した場合のメリット、デメリットを総合的に検証し、事業運営のあり方を検討する。 【平成24・25年度課題整理 平成26・27年度あり方委員会の開催、検討】

収支の状況

(電気事業の「純利益」) ~ 【図8参照】

道営電気事業の収入の大部分は、北電へ卸供給している電力料金です。

この電力料金は、国の「卸供給料金算定規則」に基づき、「総括原価方式^{*}」により算定され、料金算定期間中に必要とする「営業費」に「事業報酬」を加え、「控除項目(収益)」を差し引いたものが料金の原価となっています。また、この「事業報酬」の一部が純利益となっています。

発電施設の建設や施設改良では、その財源に充てるため企業債^{*}の借入れが行われており、その償還財源には、減価償却^{*}などの内部留保資金^{*}が充てられています。

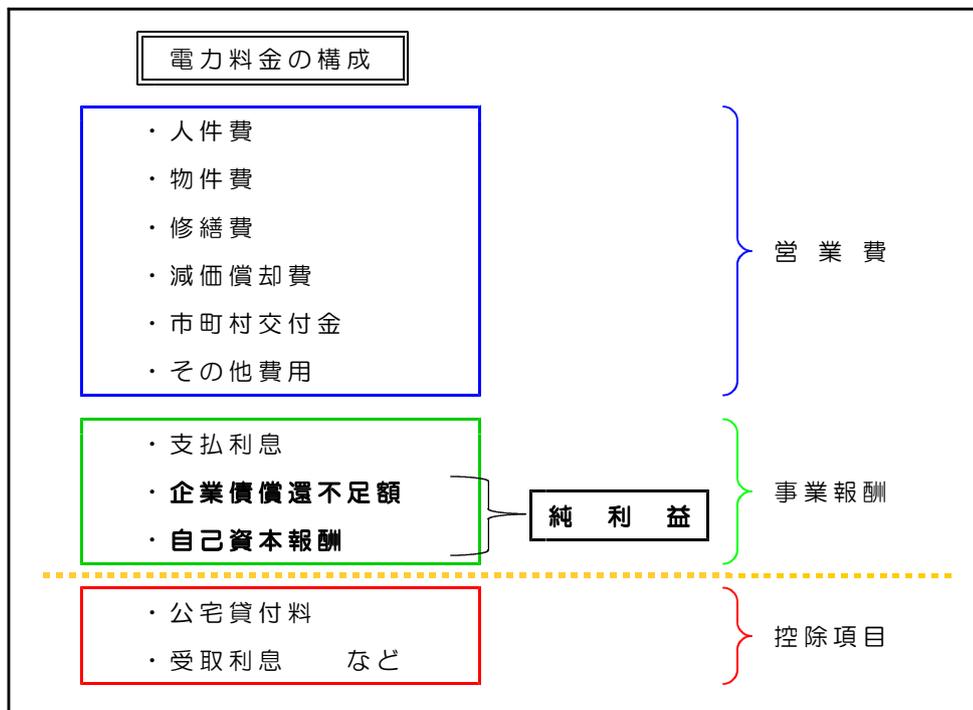
しかし、施設の減価償却期間より企業債償還期間の方が短いため、企業債償還の財源不足が生じることとなります。この企業債償還不足額が「事業報酬」に織り込まれており、「純利益」の中で大きなウェートを占めています。(企業債償還不足額 = 「企業債償還元金」 - 「減価償却費」)

(平成27年度以降の純利益の状況) ~ 【図9参照】

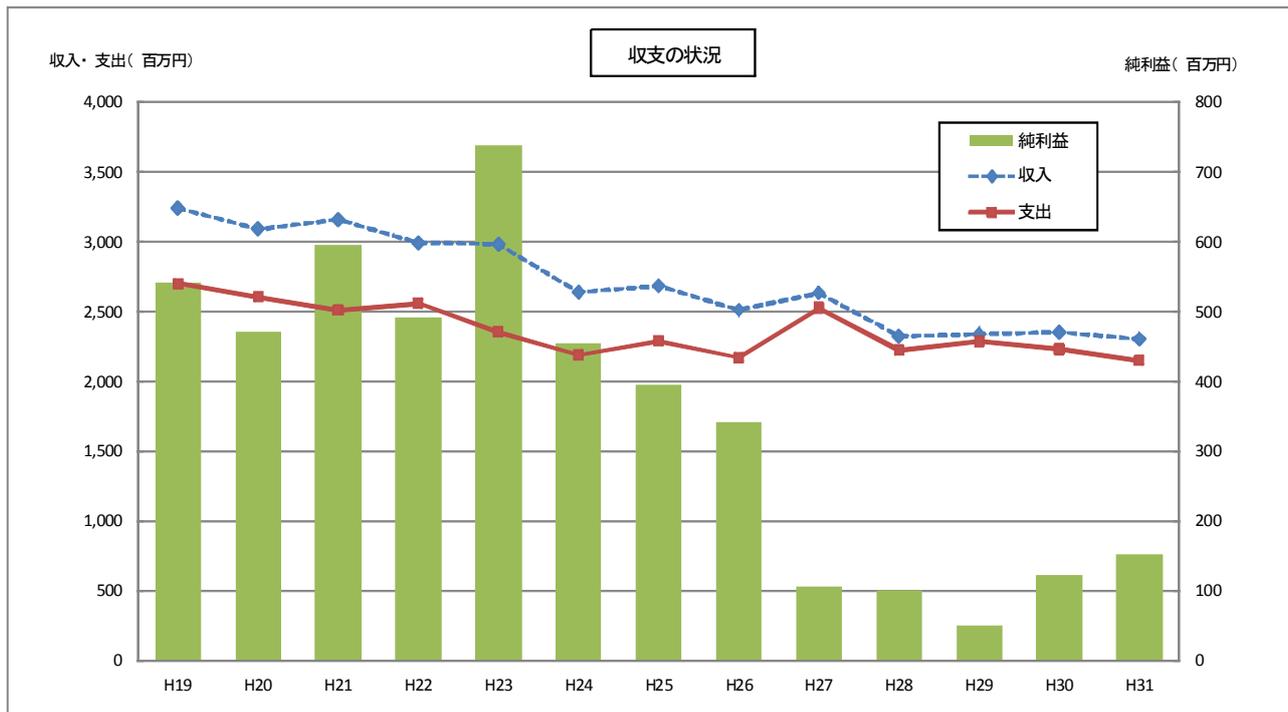
平成26年度までは、企業債^{*}償還額が減価償却^{*}費を大きく上回っていますが、平成27年度以降はスーパー発電所や滝の上発電所の運用開始に伴う減価償却費が増えることにより、企業債償還不足額が小さくなります。(「事業報酬」の額が小さくなる。)

このため、平成27年度以降の純利益は少なくなりますが、企業債償還金の大部分を減価償却費で賄えることとなるため、資金の確保や事業経営に大きな影響を与えるものではありません。

【図8】



【図9】



※算定条件は次のとおりです。

- ・二股発電所の撤去開始：平成25年9月
- ・シューパロ発電所の運用開始：平成27年4月
- ・滝の上発電所の運用開始：平成27年4月
- ・清水沢、滝下及び川端発電所の平成24年度以降の料金収入については、シューパロダム完成後の水運用計画*が未決定であり、また、清水沢発電所については、今後、取扱いを検討していくため、平成23年度の発電電力量（予定）を基に見込んでいます。ただし、平成27年度以降は、ダムの嵩上げ施設のゲートが撤去されたものとして発電電力量*を見込んでいます。
- ・平成26年度に導入することとなる地方公営企業会計制度（会計基準）の処理変更に伴う影響は現時点で反映させていません。

※減価償却費～固定資産の取得原価を、利用する各年度の費用として割り当て費用配分を行い、それによって投下された資本を回収する会計処理です。現金支出を伴いません。

※内部留保資金～減価償却費などの現金の支出を伴わない経費により蓄積された損益勘定留保資金や積立金などの利益剰余金で企業内部に留保されている資金のことをいいます。

※純利益～企業債*償還不足額（企業債償還元金－減価償却費）＋自己資本報酬

3 工業用水道事業

工業用水道事業については、現在、健全化計画の目標達成に向け取り組んでいるところであり、その取組みを本計画における具体的な取組みと位置づけています。

【健全化計画の概要は、〈参考資料編〉に掲載しています。】

健全化計画の達成に向けた現在までの取組状況などについては、以下のとおりとなっていますが、企業局としては、様々な取組みにより経営健全化を進めることとしています。

(1) 経営健全化計画策定の経緯

道では、平成14年12月、苫小牧東部地区第一及び石狩湾新港地域工業用水道事業について、厳しい社会経済情勢による需要の停滞や苫東開発計画の変更に伴い、国の「未稼働資産等整理経営健全化対策」に基づき、各施設の給水能力を変更するとともに、これにより発生する未稼働資産等を整理することとし、併せて工業用水道事業の経営健全化を図ることとしました。

このため、平成18年度から平成26年度までを取組期間とし、需要の開拓*、経費の削減、料金の適正化を3本柱として事業経営の抜本的な健全化に取り組む「工業用水道事業経営健全化計画」（前出「健全化計画」と同じ。以下「健全化計画」という。）を策定し、平成15年1月、国から経営健全化対策実施団体の指定を受けています。

その後、平成19年3月に、未稼働資産整理の一環として二風谷ダム使用権*の国による買取額について国との合意が得られたことから、これに伴う計画の変更を行い、以後現在まで、この計画に基づき経営健全化に取り組んでいます。

【未稼働資産等の整理】

- ・ 二風谷ダムの取水塔*の撤去費や施設整備に充当した企業債*の繰上償還*、国に対する補助金の返還等の未稼働資産等の整理に伴う資金不足額に対して企業債（未稼働資産等整理債*、水源整理債*）を発行
- ・ 健全化計画に基づき必要とされる額（上記未稼働資産等整理債償還額）に対する一般会計からの補助金等の受入れ*（一般会計補助のうち1/2は国の財政支援の対象、残りの1/2は道の独自補助*）

※ 石狩工水については、資金不足額へ投入できる資金がないため、道が実質的に資金不足額の3/4を、国が1/4を補填（健全化計画に基づく一般会計補助金の1/2に対して国が特別交付税*措置）

(2) 取組み状況

ア 需要の開拓*

外部有識者で構成する経営評価委員会*からの意見、提案を踏まえるとともに、関係部や石狩開発株式会社*など企業誘致部門との連携を図りながら、需要開拓に取り組んでいます。

(取組内容)

	需要開拓の取組	実施年度
①	工水需要把握のため企業信用調査機関*を利用した食品関連企業等へのアンケート調査	H22～
②	職員による個別企業訪問	H11～
③	浄水器メーカー*などと連携した食品製造業への水道水との経済比較による優位性をPRする営業活動	H21～
④	企業誘致セミナー等の誘致イベントへの参加	H19～
⑤	受水企業や食品製造企業を対象とした施設見学会の実施	H23(新規)
⑥	水道法の基準に準じた水質検査*の定期的な実施とその結果のホームページ等による公表	H22～
⑦	道政広報番組「ウィークリー赤れんが」での工業用水特集番組の放映	H23(新規)
⑧	広報誌(「工水だより」、パンフレット)やPRグッズ(カレンダーなどのノベルティグッズ)の作成、配布	工水だより H20～ PRグッズ H22～
⑨	夏休み親子見学会や企業局展の開催	H14～

(工業用水道事業全体の契約水量と健全化計画の比較)

(m³/日)

年度	健全化計画	実績	比較差	達成率
平成18年度	234,449	235,099	650	100.3%
平成19年度	239,244	235,674	▲ 3,570	98.5%
平成20年度	240,292	242,918	2,626	101.1%
平成21年度	241,312	248,488	7,176	103.0%
平成22年度	242,347	250,774	8,427	103.5%

イ 経費の削減

運転管理業務等の委託や事務管理費等の削減を行うとともに、組織機構の見直しによる人員の削減や業務統合による効率化を図るなど経費の削減に努めています。

(過去10年間の組織体制の見直し状況)

(人)

年度	削減数	内 容
平成15年	▲ 2	工水課：グループ制移行、業務量の見直し等▲ 1 石 狩：事務所を本局に統合し主幹が所長兼務▲ 1
平成20年	▲ 2	工水課：主査職見直し、業務量の見直し等▲ 2
平成22年	▲ 3	苫小牧：包括委託*開始▲ 2 石 狩：包括委託開始▲ 1
平成23年	▲ 1	室 蘭：管理委託開始▲ 1
平成24年 (予定)	▲ 2	室 蘭：業務量の見直し等▲ 1 苫小牧：業務量の見直し等▲ 1

※ 改修事業に伴う見直しは除く

(人)

	平成14年度	平成24年度	差
工水課	16	13	▲3
室蘭	9	7	▲2
苫小牧	9	6	▲3
石狩	3	1	▲2
計	37	27	▲10

(苫小牧工水及び石狩工水の管理運営包括委託*の導入による削減)

(千円)

	H21 予算 (導入前)	H23 予算 (導入後)	削減額	備考
維持管理費 (苫小牧+石狩関係分)	257,704	212,405	▲ 45,299	・包括委託 「一括」、「複数年(H22-25)」、「性能発注*方式」による委託
委託料	98,512	212,405	113,893	・委託拡大による体制見直し
人件費	26,700	0	▲ 26,700	苫小牧2名削減
動力費*	88,975	0	▲ 88,975	石狩1名削減
薬品費	26,920	0	▲ 26,920	
その他	16,597	0	▲ 16,597	

(室蘭工水(鷺別ポンプ場*)インバータ*導入による動力費*の削減)

(千円)

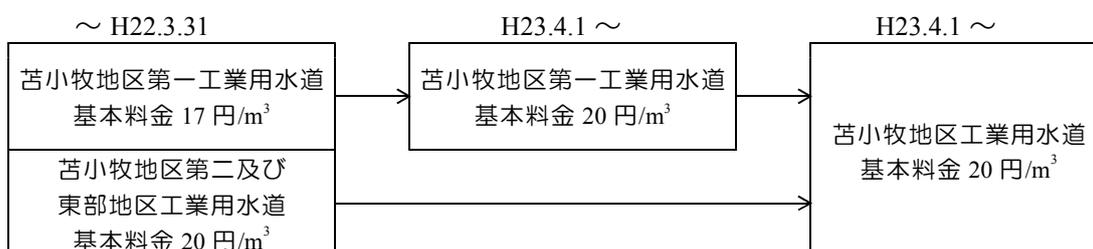
	H21 予算 (導入前)	H23 予算 (導入後)	削減額	備考
動力費	77,865	39,218	▲ 38,647	インバータ*導入による動力費削減効果 導入前対比▲50.4%

ウ 料金の適正化

経済産業省の定める「工業用水道料金算定要領」(平成11年4月30日平成11.03.23立局第2号)に基づき適正な単価設定に努めることとし、受水企業の理解と協力のもと、適正な料金の設定を行っています。

苫小牧地区第一施設配水管については、老朽化などにより漏水事故の発生や受水企業の水需要動向の変化により、配水管の給水能力が低下していたため、平成18年度から平成23年度まで国庫補助金の適用を受け、改築事業を実施しています。

この改築事業終了にともない供用を開始した施設の減価償却*費が増加するため、苫小牧地区第一工業用水道の料金を17円/m³から20円/m³に改定した結果、苫小牧地区第二及び東部地区工業用水道と料金体系が同一となったことから、平成23年度から苫小牧地区第一工業用水道と苫小牧地区第二及び東部地区工業用水道事業を統合し、苫小牧地区工業用水道としています。



(3) 課題

企業局では、健全化計画の目標である工業用水道事業会計全体の平成 25 年度までの単年度収支の黒字化を着実に達成するため、需要の開拓*、経営の合理化に取り組んでおり、概ね目標達成が見込まれるところでありますが、そうした中において、石狩工水においては、長引く景気低迷による新規企業立地の伸び悩みやリサイクル意識・技術の向上による既存企業の水使用の抑制などにより、工業用水の需要が平成 19 年度以降横ばいで推移しています。

(石狩工水の契約水量と健全化計画の比較)

年 度	健全化計画	実績	比較差	達成率
平成 18 年度	2,444	2,404	▲ 40	98.4%
平成 19 年度	2,704	2,879	175	106.5%
平成 20 年度	2,902	2,933	31	101.1%
平成 21 年度	3,122	2,883	▲ 239	92.3%
平成 22 年度	3,357	2,769	▲ 588	82.5%

(4) 今後の取組み

石狩工水の厳しい現状を踏まえ、企業局としては、健全化計画のもと、経営評価委員等からの意見や提案を踏まえ、石狩開発(株)をはじめ、知事部局、小樽市、石狩市の企業誘致部門との連携を図りながら、新たな契約企業の獲得や既存契約企業による更なる契約水量の増加等、さまざまな需要開拓を図るなど、今後とも経営健全化に向けて積極的に取り組んでいきます。

なお、健全化計画の終了後の新たな取組み計画の策定に向け、今後の工業用水道事業を取り巻く社会経済情勢や環境の変化等を十分見極めつつ、引き続き企業活動を支えるライフラインとして将来にわたり企業の皆様に安心して水を使っていただけよう、石狩工水の安定的経営のあり方について、健全化計画の終了する平成 26 年度までに関係部も含めて検討していきます。

4 計画の推進

(1) 計画の進行管理

経営計画の取組みを着実かつ効果的に推進するため、経営計画の進捗状況の確認、見直し、評価等を毎年度実施します。

(2) 計画の進捗情報の公表

計画の透明性や実効性を確保するため、計画の進捗状況を企業局のホームページにおいて毎年度公表します。

1 工業用水道事業の経営健全化計画

未稼働資産を整理するまでの主な経緯		
年 月	苫小牧東部地区第一工業用水道	石狩湾新港地域工業用水道
S46. 8	北海道開発庁は「苫小牧東部大規模工業基地開発基本計画」を策定	
S47. 8		北海道開発庁は「石狩湾新港地域開発基本計画」を決定
S58. 1	「沙流川総合開発事業」に参画を決定 二風谷・平取ダムから25万m ³ /日	
H 6. 1		工業用水道事業法の届出(変更) 35,000m ³ /日
H 7. 8	北海道開発庁は「苫小牧東部開発新計画」を策定 (H8.5 需要量想定 14万m ³ /日)	
H 9. 2	知事が平取ダムからの撤退を表明	
H10. 4	「時のアセスメント」により、二風谷ダムの専用施設の着工を延期	
H11. 4	営業を開始 給水能力23,000m ³ /日	営業を開始 給水能力17,500m ³ /日
H13. 11	道は沙流川流域委員会の治水化案を了承 二風谷ダムから撤退	
H14. 7		庁内検討委員会において、工水需要量を12,000m ³ /日、二期工事中止を決定
H15. 1	国から経営健全化対策実施団体に指定	同 左
H18. 3		ダム基本計画変更案の知事意見を道議会で議決(給水能力を12,000m ³ /日)
H19. 3	ダム基本計画変更案の知事意見を道議会で議決(治水利用)	
H19. 3	未稼働資産を整理し、苫東工水を廃止	未稼働資産を整理し、事業規模を縮小

経営健全化計画の概要	
基本方針	<p>苫小牧東部地区第一工業用水道事業は、二風谷ダム関連経費の精算が行われることに伴い、企業債の繰上償還や国庫補助金の返還など多額の不良債務が生じるほか、石狩湾新港地域工業用水道事業は、営業開始以来、水需要の伸び悩みから多額の営業収支不足を発生しており、両事業によって企業経営が悪化しています。</p> <p>これらのことから、未稼働資産の整理を行い、適正な事業規模に見直すとともに、新規需要の開拓、経費の節減や料金の適正化を図っていきますが、なお資金不足が生じる場合は一般会計からの支援を受けながら経営健全化を図って参ります。</p>
目 標	経営健全化計画の実施により工業用水道事業会計全体で、平成25年度までに経常収支の単年度黒字化を目指します。
計画期間	平成18年度から平成26年度までの9年間
対 策	<p>需要の開拓 工業用水道需要開拓促進委員会を設置し、企業誘致関係部局等と連携を深めながら、新規受水企業の開拓や既存受水企業の需要拡大を行います。</p> <p>経費の節減 事務管理費等の削減を行うとともに、人員の削減のほか運転管理委託の業務内容の見直しなどを図り、より一層の経費の削減に努めます。</p> <p>料金適正化 給水料金と給水原価の乖離分の範囲内で特例基準料金により受水企業に負担を求めます。</p>

2 「北海道公営企業経営指針」の取組み結果

「北海道公営企業経営指針」については、今後の事業展開の方策として、40項目の「具体的な推進事項」を設定し、平成15年度から計画的に取り組んできています。指針の期間は1年間残っていますが、総体的には、概ね計画を達成できるものと考えており、その主な取り組み状況は、次のとおりです。

1 経営努力目標数値の設定

(1) 電気事業

平成24年度までに人件費、事務費等の維持管理経費を平成14年度決算額から1億5千万円削減することとしています。

(単位：百万円)

区 分	H14	……	H19	H20	H21	H22	H24
削減対象経費(a)	1,184	—	1,061	1,072	1,060	1,193	1,034
削減額(b)	—	—	123	112	124	▲9	150
達成率(b/a)	—	—	10.4%	9.5%	10.5%	▲0.8%	12.7%

※ H22年度は臨時費用として不用施設の撤去186百万円が生じており、それを除くと、削減額177百万円、達成率14.9%となります。

(2) 工業用水道事業

平成25年度までに単年度収支黒字化(経常収支比率*100%以上)への転換を目標としています。

(%)

年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H 25
経常収支比率	84.4	85.1	85.5	90.0	94.5	99.0	96.0	99.6	101.5

2 組織体制の確立

民間への業務委託の拡大や管理事務所の統合などにより、組織の簡素・効率化に努めました。

(単位 人)

区 分	H14	……	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
管理部門	20	—	19	19	18	18	18	17	16
事業部門	89	—	85	82	81	80	79	76	74
合 計	109	—	104	101	99	98	97	93	90
差し引き	—	—	▲5	▲3	▲2	▲1	▲1	▲4	▲3
削減累計	—	—	▲5	▲8	▲10	▲11	▲12	▲16	▲19
削減率	—	—	▲4.6	▲7.3	▲9.2	▲10.1	▲11.0	▲14.7	▲17.4

3 業務委託（アウトソーシング*）の拡大等

委託した場合の費用対効果を踏まえ、発電施設の監視業務や保守管理業務、工業用水施設の包括委託等を実施し、効率的な事業運営を図りました。

年 度	取 組 み 事 項
17年度	○ 夕張川発電管理事務所所管施設（4ヶ所）の塵芥*処理委託業務の一括発注及び沼ノ沢取水堰の委託処理業務時間の拡大 ○ 天塩川（岩尾内取水塔*・ポンテシオダム）塵芥処理業務の一括委託化
18年度	○ 発電中央制御監視業務委託の導入
19年度	○ 鷹泊発電管理事務所と天塩川発電管理事務所の統合 ○ 岩尾内・ポンテシオ発電施設保守管理業務委託の導入
21年度	○ 夕張川発電施設点検業務委託の導入
22年度	○ 工水苫小牧地区第一、苫小牧地区第二及び東部地区、石狩湾新港地域において運営管理業務の包括委託の導入
23年度	○ 夕張川・天塩川発電施設点検業務委託の範囲拡大 ○ 工水室蘭地区の施設管理業務委託の導入

4 人材の育成

（1）職員研修の実施

職員の能力、資質の向上を図るため、公営企業関係団体等の開催する研修へ積極的に参加するほか、民間的経営手法*を体得するため、民間有識者等を招聘し、企業局独自の研修メニューを実施しました。

年 度	取 組 み 事 項
16年度	○ 企業局セミナーを開催 ・テーマ 「民間的経営手法の導入」
18年度	○ 自治研修センター（人事課）の研修に参加 ・2名（千歳空港、三越） ○ 企業局セミナーを開催 ・テーマ 「地方公営企業*の動向と現状の課題」
19年度	○ 自治研修センター（人事課）の研修に参加 ・1名（イトーヨーカドー） ○ 企業局セミナーを開催 ・テーマ 「公営企業の民営化について」
20年度	○ 企業局セミナーを開催 ・テーマ 「低炭素社会*構築の推進に向けて」
21年度	○ 企業局セミナーを開催 ・テーマ 「北海道が運営する公営企業の今後について」
23年度	○ 企業局セミナーを開催 ・テーマ 「新地方公営企業会計への対応」

* 上記のほか、技術検討会、危機管理マニュアル研修会、酸素欠乏危険作業講習、配水管ルート研修などの研修等を毎年実施しています。

（関係団体等の主催する研修への参加（H23実績））
 ・ダム管理主任技術者研修
 ・水力発電に関する基礎研修
 ・公営電気技術研究会
 ・技術検討会 など

(2) 技術力の継承

組織の新陳代謝の中で、各事業に関する専門的な知識や技術を円滑に継承していくため、これまで得られたノウハウ等のデータベース化を検討するとともに、技術研究会等を計画的に開催し、後継となる若手職員への技術力の継承と能力の向上に努めました。

事業	取組み事項
電気事業	<ul style="list-style-type: none">○ 継承すべき技術やノウハウ、個別作業・点検手順書のマニュアル化○ 技術研修会を開催（年／2回）○ 新技術に関する研究会等へ参加し、情報収集を実施○ 施設の故障、保守履歴など保守管理情報の蓄積
工業用水道事業	<ul style="list-style-type: none">○ 工水施設運営委託化の検討チームで検討 ・継承すべき技術、ノウハウのマニュアル化や作業記録の蓄積○ 技術研修会の開催（年／2回）○ 各種マニュアル（運転操作、作業や点検等）の作成・充実○ 充断水作業*など各種作業実績の記録・保管

(3) 人事交流

民間企業の経営意識を体得するため、民間企業などとの人事交流を実施し、職員のさらなるコスト意識の醸成に努めました。また、政策形成能力や技術力の向上を図るため、国及び市町村などとの人事交流を実施し、次代を支える人材の育成に努めました。

年度	取組み事項
18年度	<ul style="list-style-type: none">○ 市町村との相互人事交流 ・由仁町○ 自治研修センター（人事課）の研修に参加 ・2名（千歳空港、三越）
19年度	<ul style="list-style-type: none">○ 市町村派遣 ・夕張市○ 自治研修センター（人事課）の研修に参加 ・1名（イトーヨーカドー）

(4) 職員提案制度

職員の自己啓発能力を高め、経営感覚のある人材を育成するため、新規事業の開発や経営改善等に対する職員による提案制度を導入し、職員の経営への参加意識を高めました。【職員提案募集要綱を制定（H18.7.13）】

年度	職員提案数
18年度	○ 41件（採用 14件、継続検討 19件）
19年度	○ 13件（採用 5件、継続検討 8件）
21年度	○ 25件（採用 12件、継続検討 11件）
22年度	○ 11件（採用 3件、継続検討 3件）
23年度	○ 9件（採用 2件、継続検討 4件）

* 20年度は、これまで（18、19年度）の職員提案事項の取組み状況を検証するため休止

5 環境保全への貢献

本道には未利用の自然エネルギーが豊富にあり、こうしたクリーンな自然エネルギーの開発促進を図るとともに、省エネへの取組みのほか、地域エネルギー開発やリサイクル資源の活用など資源循環型社会*の実現に寄与する取組みを実施しました。

項目	取組み事項
資源循環型社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、工事で発生する特定建設資材廃棄物（コンクリートやアスファルト等）について、再資源化を実施 ○ リサイクル材（再生骨材、再生アスファルト）の利用 ○ 施設の更新、修繕工事における工事発生材のうち、鋼材については、各工事では少量で逆有償となり産業廃棄物となるところを、まとめて有価物として処分 ○ 苫小牧地区工業用水道の発生土を、テニスコート、グラウンド等の土・舗装用材料としてリサイクル
新エネルギー*に関する調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> ○ ミニ水力発電*：可能性調査（H15以降：3地点（幌別・沼の沢・杵ヶ）） ○ 風力発電：適地調査（H15以降：20地点） ○ バイオマス発電*：技術動向の把握、導入事例の調査
地域新エネルギー導入アドバイザー制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ H17：地域における再生可能エネルギー*の取組み等について技術的な支援、情報を提供するため「地域新エネルギー導入アドバイザー制度」を創設 ○ 市町村の取組みを支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ H20： 2件 H21： 4件 H22： 8件（2市5町1団体） H23： 11件（4市6町1団体）

6 道民理解の促進

（1）情報発信・提供

インターネットなどを活用し、経営情報や事業のPRなどを積極的に行い、広報・宣伝に努めました。特に工業用水道事業にあっては、工業用水を供給している現状や他地域に比べ渇水期が無い、水質が良いなど他地域との優位性比較を積極的に提供し、需要拡大に努めました。

項目	取組み事項
ホームページの活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業内容のPR、経営状況（数値目標、予算・決算）の公開 ○ 関係機関（道経済部、ユーザー）との相互リンクを実施
リーフレットなどの活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ リーフレットやダイレクトメール、工水だより等により水質や地域の優位性を紹介

（2）施設の公開

小中学生を含む一般道民の方々に対して施設に触れ合える機会を多くし、道営事業の果たしてきた役割や歴史などを通じて事業への理解を深めてもらいました。

項目	取組み事項
施設見学会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夏休み親子北海道企業局施設見学会の実施（1回/年） ○ 企業局特別施設公開（滝の上発電所） ○ 湖水まつりにおける施設公開（鷹泊発電所）
小中学校・高校の総合学習等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 恵庭中学校で工業用水施設の説明（H19.6.7 苫小牧工水） ○ 室蘭市本室蘭小学校でダム関連施設説明（H19.9.27 室蘭工水） ○ 苫小牧工業高校授業で工水事業の説明、施設見学（H22.9 苫小牧工水）
体験学習	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登別市教育委員会で中学生を対象とした力又ー学習で幌別ダム湖水面を使用（H21.7.28～31）

3 「電気事業計画」の取組み結果

「電気事業計画」は、3つの基本方針と30の具体的な取組みから成り、平成14年度から計画的に取組みを進めてきています。23年度が計画の最終年度となりますが、総体的には、おおむね計画を達成できるものと考えており、主な取組み状況は次のとおりです。

◎基本方針1 「安定供給の確保」

1 組織機構の簡素効率化

本局について、類似業務の一元化やグループ制の導入による業務の平準化を進めるとともに、管理事務所について、本局との共通業務などの集約化を検討し、組織機構や配置人員の見直しを行いました。

年 度	取 組 み 事 項
15年度	○ グループ制の導入 ○ 管理事務所の資金前渡資金支払廃止、支払事務の総務課処理
19年度	○ 発電施設保守管理業務の委託化により天塩川管理事務所を分所化
20年度	○ 分所である天塩川管理事務所を廃止し、鷹泊発電管理事務所へ統合
21年度	○ 水運用業務を発電課から発電管理事務所へ集約一元化
22年度	○ 本局各課のタクシー使用料や電話料金の支出負担行為の総務課処理 ○ 管理事務所経由の電気料金請求を総務課へ集約
23年度	○ 管理事務所の特定の消耗品購入契約事務の総務課処理

2 民間能力の活用

発電所等の保守点検業務について、委託可能業務の洗い出しを行い、民間委託の拡大を図りました。

取 組 み 事 項
北海道公営企業経営指針の取組み結果 「3 業務委託（アウトソーシング*）の拡大等」を参照してください。

3 鷹泊ダム改修事業

共有者である国との共同事業により、ダム改修事業を完了させました。

取 組 み 事 項
○ 平成2年4月 鷹泊改修工事に着手 ・ 期 間：H2～H15 ・ 主な工事：堤体改修、警報施設改修等
○ 平成16年3月 改修工事完了

4 滝の上発電所の扱い

関係機関と協議しながら、今後のあり方について検討整理し、対応策を推進するとともに、展示用施設としての活用についても検討を行いました。

取 組 み 事 項
○ 平成23年度 改修方針を決定 ・ 基本設計業務委託の実施 ・ 現発電所は、改修後の機器配置スペースとして活用のほか、発電機等は展示用として保存を検討

◎基本方針2 「クリーンエネルギー*の供給」

5 シューパロ発電所建設事業

平成7年度から共同事業として参画している国のシューパロダム建設事業の進捗に併せて、既設の二股発電所の代替となる同発電所の建設事業を推進しています。

取 組 み 事 項
○ 平成22年8月 シューパロ発電所専用施設建設工事に着手
・ 期 間：H22～H26
・ 発電出力：26,600KW
・ 形 式：ダム式 フランス式水車
○ 平成27年4月 発電所運転開始（予定）

◎基本方針3 「地域の振興」

6 市町村に対する技術支援

市町村等における再生可能エネルギー*導入の取組みに対し、これまでの電力供給を通じて蓄積してきた経営資源を活用し、技術的な支援協力を行ってきました。

取 組 み 事 項
北海道公営企業経営指針の取組み結果 「5 環境保全への貢献」 項目名「地域新エネルギー導入アドバイザー制度」を参照してください。

用語解説

	用 語	解 説
あ	アウトソーシング	社外から生産に必要な部品・製品を調達したり、業務の一部を一括して他企業に請け負わせる経営手法。
い	石狩開発株式会社	石狩湾新港地域において、工業・流通・商業用地等の取得・造成・分譲・賃貸ならびに開発に関連する事業を実施するため設立された会社(第3セクター)であり、同地域の開発事業を地方公共団体と共同で進めている。
	維持流量	河川の流水の正常な機能を維持させるため、最低限必要な流量。具体的には、動植物の生息、景観の保護などを考慮し、濁水時(川の流量が少なくなる時)においても維持すべき流量をいう。
	一般会計からの補助金等の受入	地方公営企業法により、特別な理由により必要がある場合には、一般会計等から補助を受けることができるとされており、その他に他会計からの受け入れが認められているものとして出資や長期貸付がある。
	インバータ	供給する水量に合わせてポンプモーターの回転数を変化させ、消費する電気を低減させる装置をいう。
え	エネルギー基本計画	「エネルギー政策基本法」に基づき策定。エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため基本的な方向性を示す国の計画。現行の基本計画は、2010年(平成22年)6月に改定され、地球温暖化の高まりを踏まえ、2030年(平成42年)までにエネルギー自給率の大幅な向上(約4割)と二酸化炭素30%削減を目指している。
	エネルギーセキュリティ	政治、経済、社会情勢の変化に過度に左右されずに、エネルギー源を確保すること。
お	卸供給事業者	一般電気事業者(北電などの電力会社)と卸供給契約を締結した事業者。 北海道企業局をはじめとする公営電気事業者や、製鉄会社など発電設備を自前で運営し電力会社に卸売りする事業者などがある。
	卸供給契約	一般電気事業者(北電などの電力会社)と10年以上にわたり1,000kW超の電力供給を取り決めた契約。 なお、北海道企業局は、現在、北電と10年間(平成22年度～31年度)の卸供給契約を締結している。
	卸供給単価	総括原価(単位:円)を、予定される発電電力量(契約では「基準受給電力量」という。)(単位:kWh)で除したもの。 ※「総括原価」:事業運営にかかる経費(原価)に適正な利潤を加えたものをいう。

	用語	解説
お	卸電気事業（者）	<p>一般電気事業者（北電などの電力会社）に電気を供給する事業で、200万kW超の設備を有する者が行う事業。平成23年4月1日現在、電源開発（株）と日本原子力発電（株）の2社がある。</p> <p>なお、平成7年の電気事業法改正により発電設備の出力規模の要件が付け加えられ、北海道企業局をはじめとする公営電気事業者は、卸供給義務を有する卸電気事業者から卸供給事業者（非電気事業者）に位置付けられることになったが、経過措置として平成22年度までは「みなし卸電気事業者」として扱われていた。</p>
	温室効果ガス	<p>大気中に存在するガス（気体）の中で、太陽の熱を地球にとどめて地表を暖める働きがあるガス。</p> <p>1998年（平成10年）に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」で、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど6種類のガスが温室効果ガスとして定められた。</p>
か	化石燃料	<p>大昔の動物や植物が地中に埋まり、長い年月を経て変化してできた燃料。石炭、石油、天然ガスなどがある。</p>
	河川総合開発	<p>多目的ダム建設などにより、治水対策（洪水被害の軽減）と利水対策（かんがい、発電、上水道・工業用水など）を総合的に行う事業。</p>
	河川流況	<p>一年を通じた河川の流量変動の状況の総称。</p> <p>河川流況をデータで確認することにより、流れる水の豊かさや季節による流量の変化を知ることができる。</p>
	かんがい用水	<p>田畑を潤し、主に農産物の成長を促すために用いる水。期別によって取水量が大幅に違うことが特徴。</p>
	環境価値	<p>再生可能エネルギーで発電された電気が持つ、二酸化炭素の排出抑制効果や省エネ効果などといった付加価値のこと。</p>
	借入資本金	<p>資産を取得するために充てた企業債や他会計からの長期借入金</p>
き	企業債	<p>地方財政法の規定に基づき、地方公営企業が行う建設、改良等の工事に要する資金に充てるために起こす地方債（長期借入金）をいう。</p>
	企業信用調査機関	<p>企業情報の収集・企業評価・信用リスク分析・信用調査を行う企業等をいう。</p>
	繰上償還	<p>地方債により借り入れた資金の全部又は一部を所定の期限前に繰り上げて返済することをいい、借入金により取得した資産を処分し、又は用途を廃止し、あるいは他の用途に転用することとなった場合などに行う。</p>
く	クリーンエネルギー	<p>電気や熱などに変えても二酸化炭素、窒素酸化物などの有害物質を排出しない、又は、排出の少ないエネルギーのこと。</p> <p>具体的には、自然エネルギーを利用した水力発電、太陽光発電、風力発電、地熱発電などが挙げられる。</p>

	用語	解説
け	経営評価委員会	道営工業用水道事業の効率的な執行及び経営改善を図ることを目的として、平成19年に設置された外部有識者で構成する委員会のこと。
	経常収支比率	経常費用（営業費用＋営業外費用）が経常収益（営業収益＋営業外収益）によって、どの程度賄われているかを示す指標。この比率が100%未満であることは、経常損失（赤字）が生じていることを意味する。
	減価償却	固定資産（土地などの時間が経っても価値が減少しないものを除く）は使用したり時間が経つにつれて古くなることによってその経済的価値が減少するため、この減少額を、その耐用年数に応じた期間において、毎事業年度の費用として計上することをいう。
こ	公営企業会計基準	地方公営企業法やその施行令、施行規則などを指しており、地方公営企業の経理は、発生主義の原則に基づく企業会計方式に従い処理されている。
	公営電気事業（者）	地方公共団体が地方公営企業法に基づき経営する電気事業。平成23年4月1日現在、25都道府県1市の26事業体がある。
	洪水吐 <small>こうすいばき</small>	洪水の流入に対し、ダムと貯水池の安全を確保するために設けられた放流設備の総称。
	高利企業債	高金利で借入を行っている企業債で、一般的には金利が5～7%以上の企業債のこと。
	固定価格買取制度	太陽光、風力などの再生可能エネルギーによって発電した電力を、北電などの電気事業者に、一定の期間・価格で買い取るよう義務付ける制度。2011年（平成23年）8月に制定された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に規定されている。
	固定資産保有額	長期間（1年以上）に渡って利用又は所有する資産である土地、建物、機械装置などの帳簿価格。
さ	再生可能エネルギー	資源が無くならず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーで、法令で示された太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存する熱、バイオマスなどのエネルギーのこと。 なお、法令とは、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」及び「同法施行令」をいう。
	最大出力	発電所で生み出すことのできる最大の発電出力。
	雑用水	工業用水道事業法に規定する「工業」以外の業種の企業へ工業用水を供給する場合の用途のこと。一般に水洗トイレ用水や散水・清掃用水など、飲用水より低いレベルの水質でも差し支えない用途に使用される水のこと。

	用語	解説
さ	サプライチェーン	製造業や流通業で、原料や部品の仕入れから製造・流通・販売を経て最終消費者に届くまでのプロセス。
	砂防ダム	土石流などの土砂災害から下流住民の生命等を守ることを目的として設置したダム。通常のダムと区別するため砂防堰堤（さぼうえんてい）とも呼ばれる。
	産炭地振興	企業局では、夕張市の北炭真谷地炭鉱の閉山に伴う地元経済への影響や雇用対策の一環として、平成6年に滝の上・清水沢の両発電所を譲り受け、運転を継続してきている。
し	資源循環型社会	有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会。
	取水塔	工業用水道を含む水道事業等の取水設備の一部であり、水深の大きい河川内やダムの貯水池の中などに設けられる取水口を備えた塔状の建物をいう。
	需要の開拓	工業用水の契約水量を増やすために行う新規の企業に対する売り込みや既存の企業に対する増量要請などの取組みをいう。
	浄水器メーカー	地下水や工業用水等を高度に浄化処理し水質を向上させる装置を製造・販売している企業をいう。
	小水力発電	一般的に発電出力10,000kW以下の水力発電。
	収益的収入	料金収入などの営業収益、受取利息、補助金、受託工事収益などの営業外収益、固定資産売却益などの特別利益をいう。
	収益的支出	人件費、物件費、減価償却費などの営業費用、支払利息や受託工事費などの営業外費用、固定資産売却損などの特別損失をいう。
	充断水作業	配水管の更新時に、既設管を断水させ新設管へ水を送り込む、配水管の切替作業。
	新エネルギー	経済性の面から普及が十分でなく、その導入促進を図ることが特に必要なエネルギーで、法令で示されたバイオマス発電、地熱発電、風力発電、太陽光発電、中小規模水力発電などのエネルギーのこと。 新エネルギーは、すべて再生可能エネルギーに含まれている。 なお、法令とは、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」と「同法施行令」をいう。
	塵芥処理	廃棄物を処理すること。
す	水源整理債	建設中のダムからの撤退及び完成後のダムについての水利権等の整理を行うことで事業規模の適正化を図ろうとする場合の、既に受けている国庫補助金の返還及び建設に充てた地方債の繰上償還などに要する財源を確保するための地方債をいう。国からのダム負担金の返還がなされるまでのつなぎ資金。

	用語	解説
す	水道法の基準に準じた水質検査	水道法に基づき、水道事業者が実施する一般細菌や化学物質など50項目の水質検査に準じ、それと同等の内容（検査回数を除く）で行う水質検査をいい、一般に工業用水で必要とされるものではないが、道営工業用水道においては水質の管理及び水質の良さをPRする目的で定期的実施しているもの。
	ずいもんちようさ 水文調査	水力発電の導入などに必要な調査で、河川流況を把握するための気象（降水量、積雪量）や河川流量（河川水位、流速）等の調査の総称。
せ	性能発注	必要な性能項目について一定の品質を満足することを条件として発注する方法をいう。
	石油代替エネルギー	石油に代わるエネルギーのこと。石炭、天然ガスなどのエネルギーや、水力エネルギー、原子力エネルギー、太陽エネルギーなどがある。
そ	総括原価（方式）	事業運営にかかる経費（原価）に適正な利潤を加えたものをいう。この総括原価が、電力料金収入となる。 具体的には、営業費（人件費、物件費、修繕費、減価償却費、市町村交付金、その他費用）に、事業報酬（支払利息、企業債償還不足額、自己資本報酬）を加え、控除項目（公宅貸付料、受取利息など）を差し引いたものをいい、国の卸供給料金算定規則に基づき算定される。 ※「市町村交付金」：固定資産税にあたる額 ※「企業債償還不足額」：企業債償還元金－減価償却費 ※「自己資本報酬」：自己資金で投資した額に、一定の率を乗じた額
た	ダム使用权	多目的ダムにおいて、個々の目的（治水のほか、飲用、農業用、工業用などの利水）に応じて、一定量の流水の貯留を確保するために設定された権利をいう。
ち	地下水障害	地下水の汲み上げにより地盤沈下や地下水の塩水化などの環境障害が発生することをいう。
	地球温暖化	主に人間の産業活動に伴い温室効果ガスの大気中の濃度が増加することにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が上昇する現象のこと。
	治水	洪水による被害を防ぎ、利用目的に合うよう水を統制する施策のこと。具体的には、洪水の調整・氾濫防御のための堤防・ダム・放水路の設置などを行うことをいう。
ち	地方公営企業	都道府県および市町村が経営しており、水道事業、交通事業、病院事業、下水道事業など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供している。

	用語	解説
ち	長期整備計画	<p>道営発電施設の主要な発電設備に関して、向こう10年間に予定する補修・改修工事等を定めた計画。</p> <p>計画は、日常点検及び定期点検結果を基に立案しているが、施設改良については、機器等の耐用年数やメーカー推奨、過去の経験値等により機器更新時期を予測し、計画を策定している。</p> <p>なお、各機器等の点検結果により施設の状況を確認し、毎年度、計画の見直しを行い、各年度ごとの費用の平準化に努め、合理的に補修及び改修を行っている。</p>
	調整電源	<p>一般家庭や工場などの刻々と変化する電気使用量（電力需要の変化）の内、変動部分を調整する電源。火力発電や貯水式の水力発電など。</p>
て	低炭素社会	<p>二酸化炭素などの温室効果ガスを極力排出しない、又は、排出を大幅に削減した社会のこと。</p>
	電気事業法	<p>電気事業の運営や電気工作物に関する規制を定めている法律。電気の利用者の利益の保護や公共の安全の確保、環境の保全などを目的として、1964年（昭和39年）に制定され、1995年（平成7年）以降、電気料金の引下げを目的とした改正が行われている。</p>
	電力自由化	<p>電気料金の引下げを目的に、電気事業の規制を緩和し、新規発電事業者の参入を促すもの。</p> <p>具体的には、電気事業法が平成7年に改正され、発電の自由化が始まり、特定電気事業者が誕生。平成12年の改正では大口需要家への電力小売りが自由化され、特定規模電気事業者が誕生。さらに、平成15年の改正により、契約電力50kW以上の需要家にまで電力小売りの自由化が進んでいる。</p> <p>※「特定電気事業者」：限定された区域に対し、自らの発電設備や電線路を用いて、電力供給を行う事業者</p> <p>※「特定規模電気事業者」：契約電力が50kW以上の需要家に対して、北電などの電力会社が有する電線路を通じて電力供給を行う事業者</p>
と	動力費	<p>機械装置を動かすことで発生する電気料金等をいう。</p>
	特別交付税	<p>地震、台風等自然災害による被害などで多額の財政需要が発生した場合や、特定地域において普通交付税によっては算定しきれない特別の財政需要が生じた場合に国から交付される地方交付税。</p>
な	内部留保資金	<p>減価償却費などの現金の支出を伴わない経費により蓄積された損益勘定留保資金や積立金などの利益剰余金で企業内部に留保されている資金のこと。</p>
ね	熱供給業	<p>1カ所または数カ所のプラントから複数の建物に配管を通して冷水・蒸気（温水）を送って冷房・暖房等を行うこと。</p>
の	農業用ダム	<p>かんがい用水を安定的に供給することを目的に建設された、流水を貯留するためのダム。</p>

	用語	解説
は	バイオマス発電	動植物などから生まれた生物資源である「バイオマス」を、直接燃焼したり、ガス化するなどして発電すること。
	発電所運転保守基準	電気事業法の規定により作成した保安規程に基づき、施設の機器等の運転、操作及び巡視や定期点検項目など、保守管理に関し、必要な細則を定めたもの。
	発電電力量	発電所が生み出す電力で、本計画では電力会社に送電（販売）する電力量の意味で使用している。
へ	ベース電源	1日24時間の電力需要の内、一定割合継続して必要なベースとなる電源。原子力発電や火力発電、流込式の水力発電など。
ほ	保安規定	電気事業法の規定に基づき作成するもので、発電施設の保安確保に万全を期すため、その現場や事業所に適した保安業務の基本的事項を定めたもの。
	包括委託	施設・設備の運転管理委託に加え、これまで個別に発注していた点検や清掃などの業務、物品等の調達及び修繕工事など幅広い維持管理業務を対象業務に含めるとともに期間も複数年契約とすることにより、受託企業の裁量に任せた委託のことをいう。
	北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画	北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に基づき、省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入の促進に関する施策を総合的、計画的に推進するための行動計画。 第Ⅰ期の計画期間は平成13～22年度。第Ⅱ期の計画期間は平成23年度～32年度。
	北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例	省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進について、道、事業者及び道民の責務を明らかにするとともに、省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって北海道の社会経済の健全な発展及び道民の生活の安定に寄与することを目的とし、2000年（平成12年）9月に制定（2001年1月施行）された。
	北海道地球温暖化対策推進計画	北海道地球温暖化防止対策条例に基づき、温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために策定された計画。期間は、平成22年度～平成32年度までの11年間。 計画では、3つの社会（低炭素社会・循環型社会・自然共生社会）の実現を通して「エコアイランド北海道」を目指している。
ほ	北海道地球温暖化防止対策条例	地球温暖化の防止について、道、事業者、道民の責務などを明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定めた道の条例。 地球温暖化対策の更なる推進を図ることをもって、現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保と人類の福祉に寄与することを目的に、2009年（平成21年）3月に制定された。

	用語	解説
み	未稼働資産等整理債	「工業用水道事業未稼働資産等整理経営健全化対策措置要領（平成14年4月19日総財企第78号総務事務次官通知）」に基づき経営健全化団体として指定された地方公共団体が、未稼働資産の整理に必要な財源を確保するための地方債をいう。 用途は水源整理債と同様であるが、こちらは国の財政支援（特別交付税措置）の対象となっている。
	水運用計画	ダムに入ってくる過去の流入量データ、下流での利水必要量、洪水調整、河川機能維持流量などを考慮し、ダムの水を効率的に使用するための計画。
	ミニ水力発電	小水力発電のうち、一般的に発電出力100kWから1,000kWまでの水力発電のことをいい、100kW以下の「マイクロ水力発電」と区分する場合もある。
	民間的経営手法	民間企業の経営手法を取り入れようとするもので、顧客指向によるサービスと信頼性の向上、アウトソーシングの積極的な導入、情報開示、公の施設のPFIの活用などをいう。
り	流動資産額	資産のうち、短期間（1年未満）に渡って利用又は所有する資産で、現金預金や未収金などをいう。
	流動負債額	支払期限が1年未満の負債で、未払金や預り金などをいう。
ろ	ローリング	本計画の長期整備計画のローリングとは、毎年度、施設状況等の確認・点検を行い、補修等の実施時期の見直しを行っていることをいう。
わ	驚別ポンプ場	幌別ダムからユーザーに管を通して工業用水を給水しているが、ダムからの高低差だけでは契約している水量が送れないため、水圧を高め、安定した供給を行うために設置されたポンプ場のこと。

北海道企業局経営推進懇話会開催概要等

開催概要

区分	開催年月日	開催内容
第1回	平成23年10月26日	北海道企業局経営計画（素案）について
第2回	平成23年11月18日	北海道企業局経営計画（原案）について

構成員名簿

民間有識者委員（5名）

（五十音順・敬称省略）

氏名	所属・役職
北 裕 幸	北海道大学大学院情報科学研究科 教授
酒 井 純	酒井純事務所 公認会計士
佐 藤 裕 弥	(株)浜銀総合研究所 地域経営研究室長
原 田 実	(株)北海道二十一世紀総合研究所 取締役
湊 孝 康 [座長]	日生バイオ(株) 取締役

企業局職員委員（2名）

氏名	役職
中 岡 正 憲	企業局長
伊 藤 誉 志 久	企業局次長

北海道企業局経営推進懇話会設置要綱

(目的)

第1条 近年の社会、経済の急激な変化の中で、公営企業として多様化する道民ニーズに応えるため、公営企業の果たすべき役割やサービスの向上などについて、民間有識者と意見交換等を行い、企業局の事業展開や計画などについて幅広く民意を取り入れ、一層の道民福祉の向上と地域の活性化に資することを目的とする。

(意見交換等)

第2条 懇話会は次の事項について意見交換等を行うため開催する。

- (1) 新しい計画等の策定について
- (2) その他必要な事項

(構成)

第3条 懇話会は次の委員により構成する。

- (1) 民間有識者 5名(別紙名簿のとおり北海道公営企業管理者が委嘱)
 - (2) 企業局職員 2名(局長、次長)
- 2 懇話会には座長を置き、委員の互選により定める。
 - 3 座長は懇話会を代表し、会務を総理する。
 - 4 座長が不在の時は、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第4条 懇話会は企業局長の要請により座長が招集する。

- 2 懇話会は座長が議事の運営を行う。

(事務局)

第5条 懇話会の事務局は、北海道企業局総務課に置き、懇話会の庶務を処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるほか、懇話会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成23年10月17日から施行する。

北海道企業局 工業用水道事業キャラクター



工水(こうすい)くん



めぐみちゃん

北海道企業局

〒060-8588

札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館10階

T E L 011-251-6213

F A X 011-251-3520

E-mail kigyokyoku.somu1@pref.hokkaido.lg.jp